

世界行動計画（案）

（環境省仮訳）

摘要

1. SAICMの世界行動計画は、ハイレベル宣言及び包括的方針戦略に記載された約束及び目的を追求するために利害関係者によってとられうる作業領域及び関連する自主的な活動から構成されている。これらは、持続可能な開発に関する世界首脳会議の場で、ヨハネスブルグ実施計画において表明された、化学物質が、人の健康と環境にもたらす有意な悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成するという約束を再確認している¹。本計画は、適宜見直されるべきガイダンス文書とみなされるべきであり、記載されている活動は、その適用可能性に応じて、SAICMの実施期間中に、関係者によって検討・実施されるべきものである。

2. 本摘要は、政策決定者のために、世界行動計画の構成と、SAICMの目的を達成するためにとられうる活動の一覧表について簡潔に概観することをねらいとしている。世界行動計画には、可能な作業領域並びにその関連活動、行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面について、SAICMの包括的方針戦略に含まれる5分野の目的、すなわち、リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上と技術協力及び不法な国際取引の5項目に沿ってグループ化されている。本摘要の目的上、複数の分野にまたがる横断的な措置を表わすために、追加の見出し「一般的な実践活動の改善」を用いている。

3. 本摘要の後に4つの表を掲載する。表Aは、可能な作業領域及びその関連活動の番号の要約表である。表Bは、可能な作業領域とともに、その関連活動、指定された行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面を一覧表とし、パラグラフ2に挙げた5分野の目的に対応した5つのセクションとして記載している。それぞれの作業領域は、要約表Aでは単一の主要なカテゴリーに記載されているものの、詳細な表Bにおいては複数の目的の下で現れることがある。行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面の欄は、第3回SAICM準備会合では議論されておらず、SAICMの実施の一環として更なる検討を要するかもしれない。表Cは、コンセンサスが得られておらず、SAICMの実施の一環として検討が必要となる活動を挙げたものである。表Dは、表B及び表Cにおいて使用されている略語の表である。

4. さまざまな目的の分野は、それらに対応する作業領域と共に、密接に相互に関連している。したがって、化学物質の不適正な管理から人の健康と環境を保護するために、数多くのリスク削減活動が必要である。これらのリスク削減活動の大多数は、化学物質に関する我々の知識と情報、化学物質に関連するすべての部門におけるガバナンスの取決め（体制的協調、規制の枠組みと公共政策を含む）及びそのライフサイクルすべてにわたる化学物質の適正管理に関連する一般的な

¹持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルグ、2002年8月26日-9月4日（United Nations publication, Sales No. E.03.II.A1 and corrigendum）、第1章決議2附属書

習慣によって支えられる必要がある。さらに、開発途上国及び移行経済国の活動を支援するための、有意義で時宜を得た能力向上及び技術支援は、化学物質の不適正な管理に起因する人の健康と環境へのリスクを削減する上で実質的な改善を得るために必要不可欠である。

5. 世界行動計画はまた、地球的、地域的、国家的及び地方的なレベルにおけるすべての関係者にとって、化学物質の適正管理を支援する彼らの活動の現状を評価し、適正管理における格差に対処するための優先事項を明らかにすることを含め、ガイダンスとしての用を果たす。優先事項と時間枠は、例えば化学物質管理の現状とある国においてある手段をとる能力を考慮すると、各国間で異なるであろうことは強調すべきである。政府とその他の関係者は、各国の情勢及びSAICMの目的に合致した化学物質の適正管理のための適切で包括的な能力を築き維持していくために、柔軟な計画を採用することが想定されている。

6. 一般に、以下の活動を優先すべきである；

(a) 先進国と、発展途上国及び移行経済国における化学物質の適正管理のための能力格差を縮めることに焦点を置いた活動

(b) 既存の協定と作業領域の実施を支援する活動

(c) 既存の協定と作業領域で対処されていない問題を対象とした活動

(d) 2020年までに以下のことを確実にするための活動

() 科学に基礎を置くリスク評価に基づき、そして費用と便益、より安全な代替物質の利用可能性とそれらの有効性に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質又は化学物質の使用については、もはやそのような用途のためには製造・使用されず、

() 科学に基礎を置くリスク評価に基づき、費用と便益に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質の意図しない放出によるリスクは、最小化される

(e) 不合理で管理不可能なリスクをもたらす化学物質を対象とした活動

(f) 化学物質の健康リスク及び生態リスクに関する、科学に基づく適切な知識の生成を促進し、それをすべての関係者に利用可能なものとするための活動。

7. 多くの作業領域を最も有効なものとするには、協調して取り組むことが重要である。そのため、すべての関係者にとって、地球規模の優先事項に関する適切な協力的活動をとることが重要である。これらは、特に以下を含んでいる。

(a) 脆弱な集団を含む関係者と協議しつつ、活動の優先順位付けのための計画作成を含めた広範な開発課題に、化学物質問題を統合すること。

(b) 健康、安全、労働安全衛生及び環境に関する既存の関連する国際的な条約の批准及び実施を促進すること。

(c) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (G H S) 及び汚染物質排出移動登録 (P R T R) のような、環境と健康及び化学物質からの保護のための既存の国際的に認識された基準、手段及びアプローチの実施を促進すること。

(d)水銀やその他の世界的懸念のある化学物質から生じるリスクが最小化されるよう、削減を促進すること。

(e)有害廃棄物の量及び毒性の削減を促進すること。

(f)化学物質及び有害廃棄物の不法な取引を防止するための努力を推進すること。

(g)化学物質及び有害廃棄物に関する問題のすべての領域に対処するため、地域及び国のセンター及びその他の関係者の間のより大きな協力を推進すること。

(h)有害性の強い駆除剤を削減し、段階的に廃止するため、代替化を推進すること。

(i)すべての関係者における化学物質の適正管理に関する能力向上、教育及び訓練並びに情報交換を推進すること。

(j)すべての関連する産業界における自主的なイニシアティブ及びプロダクトステewardシップを推進すること。

(k)ガソリン中の鉛の段階的な廃止を推進すること。

(l)汚染された地域の浄化を推進すること。

リスク削減の支援策

8. リスク削減の目的において、人の健康と環境の保護を目的とした作業領域は、特に脆弱な集団に関する優先的懸念事項に対処するための行動計画策定を含むであろう。女性や小児の健康を保護するための施策の例として、受胎前や妊娠中、乳幼児期、小児期及び思春期を通して化学物質への暴露を最小化することが挙げられる。労働者のための労働安全衛生は、国による査察制度や化学物質による作業環境の有害性を最小化するための適切な労働安全衛生基準の施行によって推進されるであろう。安全かつ効果的な代替物質の開発・使用を含め、評価と関連研究が優先づけられる可能性のある物質のグループには、以下のものが含まれる - 残留性蓄積性毒性物質 (PBTs)、高残留性・高蓄積性物質、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖・内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs) 水銀や世界的な懸念のあるその他の化学物質、高生産量又は高使用量の化学物質、後半に開放系使用している化学物質、その他の国レベルでの懸念のある化学物質。有害廃棄物の最小化は、国家の計画と政策や、啓発活動と取り扱い者の保護によって促進されるであろう。汚染された土地は、特定と修復が議題である。汚染防止措置には、ガソリン中の鉛の段階的廃止が含まれるであろう。中毒や他の化学物質事故への対応能力が強化されるであろう。

知識と情報の強化

9. 知識と情報の強化措置には、化学物質のライフサイクルのいずれかの段階において有毒な物質に暴露する可能性のある人々を対象とした教育、訓練及び啓発活動を改善することと、正当な営業秘密の必要性に配慮しつつ、市場にあるすべての化学物質の有害性についてのデータを収集し周知することが含まれるであろう。この分野におけるその他の措置として、人の健康と環境に対する化学物質の影響のモニタリングの強化、調和されたリスクアセスメント、GHSの実施の努力と、国の環境汚染物質排出移動登録制度 (PRTR) の策定と公表などがある。

ガバナンス：体制、法規、および方針の強化

10. SAICMのガバナンスに関する目的の中心は、有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、労働者の保護に関するILO(国際労働機関)条約などの化学物質や有害廃棄物に関する既存の国際的取決めを批准し、実行するために国の法制度を点検する措置と、国内的及び国際的なレベルでの化学物質安全政策と活動に関して、協調と相乗作用を改善するための措置であろう。もう一つの中心となる分野は、化学物質のライフサイクルにおける管理において、特に女性を含むすべての関係者の参加を確実にするための措置であろう。開発援助、持続可能な開発、及び貧困削減計画のための戦略の中へ化学物質管理を統合する措置は、資源をより効果的に化学物質安全活動に振り向けるために重要であろう。ガバナンスの分野におけるその他の措置には、化学物質事故時の緊急準備・対応システムの開発、保護区域における化学物質の使用に関する検討、化学物質の製造と使用に起因する人の健康と環境の被害に関する責任・補償制度に関する訓練、化学物質と有害廃棄物の不法な取引を防止・探知する活動などが含まれるであろう。

キャパシティー・ビルディングの促進

11. キャパシティー・ビルディングの措置は、地方、国及び地域レベルでのSAICMの体系的実施を支援するために必要な技能を、協調の下、戦略的計画、リスク評価・管理、試験・研究及び不正取引の規制を含む化学物質安全性の全分野にわたり提供するための、職員の訓練を含んでいる。

不正な国際取引への対処

12. 化学物質と有害廃棄物の不法な取引を防止し、探知するために、化学物質と有害廃棄物の越境移動に関する国際条約のより効果的な適用に向けた努力を含む、国家、地域及び国際レベルでの活動が必要である。

一般的な実践活動の改善

13. 作業領域の表には、利用可能な最高の技術(BAT)と環境のための最良の慣行(BEP)に従ったクリーナープロダクション手法の開発や実施など、一般的な化学物質管理の実践活動を改善するための多くの活動が含まれる。同様に、化学物質を使用しない代替手法の使用も含む、より良き農業手法が推進されるであろう。製品の安全な生産と使用のための企業の社会及び環境に対する責任の改善に関連した措置には、産業のレスポンシブル・ケア・プログラムや、農薬の流通と使用に関するFAO(国連食糧農業機関)の行動規範などの自主的なイニシアティブの更なる策定と実施が含まれるであろう。

表 A. 可能な作業領域とそれぞれの関連活動

作業領域	活動
1 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	1, 165, 207
2 人の健康保護	2-6
3 子供たちと化学物質安全	7-10, 150-153, 245-246
4 労働安全衛生	11-21, 138-149, 255
5 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) の実施	22, 99-101, 168, 248-250
6 高度に有害な駆除剤 - リスク管理と削減	23-30, 114-117
7 駆除剤のプログラム	31
8 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	32-42
9 クリーナープロダクション (よりクリーンな製造)	43-46, 118, 238-242
10 汚染された土地の浄化	47-48, 243
11 ガソリン中の鉛	49, 156, 244
12 適正な農業の実施	50-53, 158-160
13 残留性蓄積性毒性物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs)	54-56
14 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質; 高生産量または高使用量の化学物質; 広範に開放系使用している化学物質; その他の国レベルでの懸念のある化学物質	57-60, 157
15 リスク評価、管理とコミュニケーション	61-67, 127-137, 247
16 廃棄物管理 (と最小化)	68-73, 161-162, 258-262, 272-273
17 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止のおよび対応措置の制定	74-79, 237
18 研究、モニタリングとデータ	80-87
19 有害性データの生成と入手可能性	88-97
20 産業界の参加と責務の強化	98, 189-192
21 情報管理と周知	102-113, 256
22 ライフサイクル	119-123
23 環境汚染物質排出移動登録 (PRTR) - 国家的、国際的登録制度の創設	124-126, 177-180
24 教育と訓練 (市民の自覚)	154-155
25 関係者の参加	163-164
26 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施	166-167
27 国際的協定	169-176
28 社会経済的考慮	181-188, 257
29 法律・政策・体制面	193-198
30 法的責任と補償	199
31 進捗状況の確認	200-201
32 保護区域	202-203, 253-254
33 有毒で危険な製品の不法な取引の防止	204, 263-271
34 貿易と環境	205, 251-252
35 市民社会と公共利益のための非政府組織 (NGO) の参加	206
36 国家行動を支援する能力向上	208-236

表 B. 可能な作業領域とその関連活動、行動主体、目標/時間枠、進捗の指標及び実施の側面⁴

「リスク削減」に対処する作業領域（目的 1）

No.	作業領域	活動	行動主体 4	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
1	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	ナショナルプロファイルを策定し、化学物質の適正管理のための行動計画を実施すべき	国家政府 研究センター IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNITAR, UNDP) 非政府組織	2006–2010	行動計画を含むナショナルプロファイルが策定されている。	ナショナルプロファイルの策定を支援するために創設された関係省庁間と多様な関係者からなる委員会
2	人の健康保護	知識を入手し、解釈し、適用する能力の格差を埋めるべき	産業界 国家政府 研究センター IOMC (WHO, OECD) 労働組合	2006–2020 (SAICM の検討期間ごとに成果を出すこと)	能力の格差が縮小する。	エンドユーザーに適切な形で化学物質の有害性、リスク、安全な使用についての情報の入手可能性の改善（工業製品中の化学物質を含む）及び既存のリスク評価の使用の改善

2 この表で使用している頭文字の略語表は、表 D に掲載

3 行動主体においては、主要な行動主体を太字で示す。

行動主体、目標と時間枠、進捗の指標及び実施の側面の欄は、第 3 回 SAICM 準備会合では議論されておらず、SAICM の実施の一環として更なる検討を要するかもしれない。

3		リスク評価の新たな調和した方法を開発し、使用すべき	IOMC (WHO, OECD) 国家政府	2006–2020 (SAICM の検討期間ごとに成果を出すこと)	リスク評価の新たな調和した方法が開発される。	容量と反応の関係の評価や脆弱な集団、特に子供たち、妊娠中の女性、家族形成期の人々、高齢者、貧困者たちのリスク評価の方法；リスク評価のための新たな手法
4		行動の優先順位を定め、化学物質を検出し、SAICM の進捗についてモニタリングするために、化学物質の人の健康への影響（さらにそれによる経済と持続可能な開発への影響）を測定するための、よりよい方法と基準を開発すべき	IOMC (WHO, OECD) 研究センター	2006–2020 (SAICM の検討期間ごとに成果を出すこと)	化学品の影響を測定するためのよりよい方法と基準を開発する。 化学品と人の健康は開発援助アジェンダに含まれる。	国家レベルで利用可能 政策決定の人の健康への影響を測定する手段

5		中毒と化学事故への国家の対応能力を形成すべき	国家政府 地域機関 IOMC (UNEP,WHO)	2006–2020 (SAICM の検討期間ごとに成果を出すこと)	中毒と化学事故への対応能力をもつ国家の数が増加している。	化学物質事故への中毒センターと監視、警戒、対応のメカニズムの確立と強化への統合された取組み 地域ごとの技術的協力
6		一連の防止戦略を含めるべき	国家政府 IOMC (WHO)	2006–2020 (SAICM の検討期間ごとに成果を出すこと)	一連の防止戦略が、国際的、地域的、国家的に含まれる。	教育と意識の向上 リスクコミュニケーションの能力向上

7	子供たちと化学物質安全	子供たちの環境からの健康影響に関する国家的な初期リスク評価を行い、優先される懸念を見つけ出すための手がかりとなるガイダンス資料を作成すべき。さらにそれらの優先される懸念に対処するための行動計画を策定し、実施すべき	IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD) UNICEF, 国家政府関係者 地域機関 非政府組織	2006-2010	子供たちの環境からの健康影響と化学物質安全性の国家的な初期評価がすべての国で行われる。 行動計画が準備され、使用される。	評価のガイダンス
8		リスク評価の不確実性を減らしうる研究のため、必要な基盤整備をすべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)	2006-2010	社会基盤が確立されている。	特に子供関連のエンドポイントに関する毒物学の新規データの収集（例えば、胎内と出生後の発達と成長について）、及び子供たちの化学物質への暴露が懸念される範囲を特定するか、量を定めることを助けるデータの収集 研究者を訓練
9		リスク評価の不確実性を減らせるはずの情報を共有し、普及させるためのメカニズムを開発すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 非政府組織 IFCS	2006-2010	メカニズムが開発される。	

10		優先事項として、有害物質にさらされるあらゆる児童就労を排除すべき	IOMC (ILO) 国家政府 労働組合 非政府組織	2006–2010	有害物質を伴う児童就労を禁止する法律をもつ国の数が増加している。 このような法律を実施、施行する能力が、すべての国で改善している。 児童就労に関する ILO 条約を批准した国の数が増加している。	モデル的な法律
11	労働安全衛生	企業の固有のデータベースに適切な労働現場 (workplace) のデータを記録するために、労働安全衛生に関する調和されたデータ要素を開発すべき	IOMC (ILO、WHO) 国家政府 労働組合 産業界	2006–2010	関連する労働現場 (workplace) のデータを記録するための調和されたデータ要素が開発される。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 基準とガイダンス
12		労働者と公衆の健康を保護するために、農業と健康といった分野を含み、化学物質が取扱われる作業状況のすべてをカバーする法制化を考慮すべき	国家政府 IOMC(ILO) 労働組合 産業界	2006–2010	すべての関連部局で法制化が完全に実施される。	実施について策定したガイダンス
13		化学物質の取扱いにおける健康と環境への影響評価のシステムを開発し、労働安全衛生のプログラムに組み入れるべき	IOMC (ILO、WHO) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006–2010	健康と環境への影響評価が労働安全衛生のプログラムの一部としてすべての国でなされる。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略

14	<p>原住民や部族的な住民を含めて、ILOの安全作業基準（ILO safe work standards）、ILOの労働安全衛生管理システムのガイドライン（ILO-OSH 2001）、及びその他の拘束力のないガイドラインや行動規範を策定、強化し、更新、実施すべき</p>	<p>IOMC (ILO) 国家政府 労働組合 産業界</p>	2006–2010	<p>ILOの安全作業基準（ILO safe work standards）とガイドラインがすべての国で実施される。化学物質の適正管理を促進する、その他の法的拘束力のないガイドラインや行動規範が特定され、文書化され、実施される。その土地の出身者や部族的な実践が文書化され、実施される。</p>	<p>労働安全衛生に関するILOの世界戦略 実施可能な方法論の入手可能性 法律の更新</p>
15	<p>防止的措置を明確に強調した、特定の化学物質管理についてのテキストを含む国家的な労働安全衛生政策を、労働現場のリスク評価と有害性の防止的措置が防止と管理措置の明確な優位性に基づき実行されることを条件として、策定すべき。</p>	<p>国家政府 労働組合 産業界 IOMC(ILO, WHO) 非政府組織</p>	2006–2010	<p>すべての国で労働安全衛生政策が特に化学物質に言及している。すべての国で、防止的措置を強調する国家の労働安全衛生政策が策定され、実施される。</p>	<p>労働安全衛生に関するILOの世界戦略 中小企業の労働者、非公式な分野の労働者、移住労働者、未登録労働者、未登録の移住労働者、自営業者、日雇い労働者や、子供たち、若者、女性と高齢者を含む脆弱な集団による、労働現場における化学物質安全性へのリスク削減プログラムに対応するニーズの具体化 ガイダンス資料</p>

16	すべての公衆衛生と安全の担当者や専門家たちのために、総合的なプログラムを、すべての労働現場（工業、農業、商業、サービス業）における就業時の化学物質のリスク要素の特定、評価と管理に重きをおいて、用意すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006–2010	すべての国で、就業時の化学物質のリスク要因の特定、評価、管理に重きを置いた、あらゆる公衆安全衛生の医師や専門家の統合されたプログラムが作成され、実施されている。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 訓練施設と資料
17	化学物質の労働安全衛生に関する成功事例とプロジェクトについての情報交換を促進すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006–2010	すべての国で、情報交換のためのシステムが確立している。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略 基盤整備
18	企業が従業員を保護することを支援するうえで、化学物質安全データシート(SDS)を作成し、周知させるべき	国家政府 IOMC(WHO) 産業界 労働組合	2006–2010	安全データシート(SDS)が作成され、周知されている。	
19	技術的措置が可能な場合には、労働者の暴露を回避すべき；適切な保護具を提供すべき；保護具の装着の承認について改善し、高温多湿の条件下で使用できるように、保護具につ	国家政府 IOMC(FAO) 産業界 労働組合	2005 –2010	就業時の病気や事故の発生数が、一定の減少傾向にある。 保護具の研究が実践的な成果をあげている。	雇用主と従業員の意識の向上 技術的能力の確立

		いてのさらなる研究を奨励すべき				
20		労働者を化学物質に起因する石綿肺やその他のアスベスト関連の病気、及び職業がん、さらに労働衛生上のリスクに基づきロッテルダム条約でカバーされている化学物質群から保護すべき	国家政府 労働組合 産業界	2005-2010	石綿肺とその他のアスベスト関連の病気、及び職業がんの症例数が一定の減少傾向にある。	雇用主と従業員の意識の向上 立法
21		職業暴露限界値の設定に向けた調和した取組みに関する、ガイダンスを作成すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 労働組合	2006-2010	ガイダンスが作成される。	国際的、国家的作業グループの 確立
22	GHS の実施	GHS の実施において、雇用主、従業員、化学物質供給者、行政の役割と責任を特定すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD) 国家政府 産業界 労働組合	2007	すべての国で、GHS の実施における雇用主、従業員、化学物質供給者、行政の役割と責任が確立し、周知されている。	国際的なイニシアティブ： UNITAR/ILO GHS 能力向上プログラム モデル的な法律
23	高度に有害な駆除剤-リスク管理と削減	FAO の「駆除剤の流通及び使用に関する国際行動規範」を完全に実施すべき	国家政府 IOMC(FAO) 産業界 (クoppライフ・インターナショナル(農業業界団体名)) 非政府組織	2006-2010	FAO の「駆除剤の流通及び使用に関する国際行動規範」を採択した国家数が増加している。すべての国で、FAO の国際行動規範の実施戦略が策定され、実施される。	FAO の行動規範に関する意識の向上 国家レベルでの駆除剤管理へのライフサイクルの取組み

24	適切な技術を含む関連の技術的、財政的支援を受けられるように、国家の持続可能な開発戦略における害虫と駆除剤管理の適切な優先順位付けを行うべき	国家政府 農業関係業会 (クロップライフ・インターナショナル (農業業界団体名)) IOMC(FAO) 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての国で、国家の持続可能な開発戦略と貧困の削減文書に害虫と駆除剤管理を優先事項として記載し、それによって関連の技術的財政的支援を受けることを可能にする。	国家の財政的資源 枠組みモデル
25	高度に有害な駆除剤の本質的な有害性評価と地域的な暴露予測について、国家的決定に基づくべき	国家政府 IOMC(FAO)	2006–2010	すべての国で、あらゆる高度に有害な駆除剤の有害性評価が実施される。 すべての国で、暴露の評価がローカルな条件下で実施される。	国家の財政的資源 方法論 使用の共通条件に配慮する必要とリスク削減の必要
26	もっとも有害性の低い駆除剤の調達を優先させ、過剰または不適切な化学物質 駆除剤 の使用を避けるための最適な手法を用いるべき	国家政府 農業関係業会 (クロップライフ・インターナショナル (農業業界団体名)) 労働組合 IOMC(FAO)	2006–2010	すべての国で、国家と産業界の調達方針がもっとも有害性の低い駆除剤の購入を含む。 すべての国で、利用可能な最良の技術 (BAT) に高い優先性がある。	調達方針 利用可能な最良の技術 (BAT)

27	害虫管理について効果的で化学物質を使用しない代替方法と同様に、よりリスクの低い駆除剤の開発と使用及び、高度に有害な駆除剤の代替を推進すべき	農業関係業界 (クoppライフ・インターナショナル (農業業界団体名)) IOMC(FAO) 国家政府 労働組合 農業団体 非政府組織	2011-2015	すべての国で、高度に有害な駆除剤の使用が削減される。 すべての国で、化学物質を使用しない駆除手法が推進される。 すべての国で、リスクのより低い駆除剤の使用が推進される。	利用可能な代替物質 駆除剤使用におけるローカルな経験 駆除剤使用者の感作性 (sensitization) 化学物質を使用しない駆除手法
28	重要で持続可能なリスク削減を達成したプログラムと、達成がなく、将来のプログラムにおいても具体的評価のメカニズムと進捗の基準がないものを見分けるべき	IOMC (UNEP, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	重要で持続可能なリスク削減を達成したプログラムが記録され、周知される。	OECD の駆除剤使用におけるリスク削減プログラム
29	統括的な害虫と媒介生物の管理を推進すべき	IOMC (UNEP, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国で統括的な害虫と媒介生物の管理が実践され、それらが国家の農業と健康戦略に含まれている。	モデル的な法律 農業の普及サービス (Agricultural extension services) 訓練施設と資料
30	産業界のプロダクトシュワードシップ拡大策と、有害であって一般の条件下では安全に使用できない、高度に有害な駆除剤の自主的な回収を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) 労働組合 産業界 (クoppライフ・インターナ	2006-2010	すべての国で、自主的なプロダクトシュワードシップのイニシアティブが導入されている。 高度に有害な化学物質の自主的な回収が行わ	産業界のイニシアティブ

			シヨナル(農薬業界団体名))		れている。 市場への高度に有害な 化学物質の流通が減る。	
31	駆除剤のプログラム	駆除剤の入手可能性、販売、使用を 規制するために、駆除剤の管理プロ グラムを確立すべき。そして、適切 であれば、駆除剤の販売と使用に関 する FAO の行動規範を考慮すべき	国家政府 IOMC (WHO)	2006-2010	すべての国で、駆除剤の 入手、販売と使用の規制 が導入されている。	国家の法律 技術的な能力
32	駆除剤の健康と環境へ のリスクの削減	生産/調剤の起点から、残余物と容 器の処分までのリスクを管理する ため、駆除剤の登録と管理システム を実施すべき	国家政府 IOMC(FAO,UNEP,UNDP, 世界銀行)	2010-2015	すべての国で、駆除剤の 登録と管理システムが 実施されている。	国家の法律 技術的な能力
33		市場で入手できる駆除剤について、 公認された免許による使用を确实 にするために検討すべき	国家政府 IOMC(FAO)	2011-2015	すべての国が、市場の駆 除剤が公認された免許 により使用されること を確認している。	国家の法律 技術的な能力
34		健康の査察プログラムを確立すべ き	国家政府 IOMC (ILO, FAO, WHO) 労働組合	2006-2010	健康の査察プログラム が導入されている。	駆除剤の毒性の兆候を認識す るための労働者の訓練
35		中毒情報と管理のセンター、及びデ ータ収集と分析のシステムを確立 すべき	国家政府 医療機関 IOMC (WHO)	2006-2010	中毒情報と管理センタ ーが設立されている。	基盤整備 技術的な能力

36	統合された害虫管理戦略と手法に関する情報を有する、普及と助言サービスを農業者組織へ提供すべき	IOMC (FAO) 労働組合 農業団体	2006-2010	統合された害虫管理情報と普及サービスが農業者組織へ提供される。	情報交換のための基盤整備 意識の向上
37	販売店、倉庫、農場における駆除剤の適正な保管条件を確認すべき	国家政府 産業界 労働組合 農業団体 IOMC(FAO)	2007-2015	すべての国で、駆除剤が適正に保管される。	意識の向上
38	食品や環境への残留農薬をモニタリングするプログラムを確立すべき	国家政府 IOMC(UNEP,FAO,WHO)	2006-2010	すべての国で、残留農薬をモニタリングするプログラムが導入される。	研究所の能力 技術的な能力
39	毒性の少ない駆除剤の販売と使用を可能にすべき	産業界 IOMC (FAO)	2006-2010	すべての国で、毒性の少ない駆除剤が利用可能。	意識の向上
40	使用に適し (ready-to-use)、再使用には適さず、子供たちには入手できない容器に入っており、容器の表示には明確で曖昧さのない、地方の利用者にも理解できる指示の書かれた駆除剤製品を許可して販売すべき	国家政府 産業界 IOMC (FAO)	2006-2010	使用に適した (ready-to-use) 容器のみ、許可されるか販売される。 駆除剤製品には、明確な使用指示書が表示されている。	立法 意識の向上

41		農業従事者が安全な使用方法を適切に訓練されることと、安全な製品使用を充分可能にする個人的な防護を確実にすべき	IOMC (FAO) 労働組合 農業団体 農業の普及サービス	2006-2010	農業従事者が安全な駆除剤の使用について訓練される。	訓練プログラム 訓練の基盤整備
42		個人の保護具の入手と使用を推進すべき	産業界 労働組合 IOMC (FAO) 農業団体	2006-2010	個人の保護具の入手と使用が推進される。	意識の向上
43	クリーナープロダクション（よりクリーンな製造）	持続可能な生産と使用を奨励し、汚染防止政策とクリーナープロダクションの技術、特に利用可能な最良の技術と環境のための最良の慣行 (BAT/BEP). への移転、実施と採用を推進すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府 産業界 国のクリーナープロダクションセンター 労働組合 非政府組織 学会	2011-2015	すべての国で、持続可能な生産と使用を奨励するメカニズムと、適切でクリーンな技術の移転が確立している。 BAT/BEP の実施が推進されている。	国家のクリーナープロダクションセンターの設立 利用可能な最良の技術と環境のための最良の慣行 (BAT/BEP).
44		よりリスクの少ない製品や工程の開発と使用を推進すべき	産業界 労働組合 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)	2011-2015	リスク評価のためのシステムと代替のための基準が確立している。 代替物質のリストとそれらの特性が意思決定を助けるために公表、周	方法論の開発 UNIDO のプロジェクト、アジアと太平洋の安全な駆除剤生産と情報の地域ネットワーク (RENAP) 代替化学物質

			バーゼル条約事務局		知される。 代替された有害化学物質のリストが公表、周知される。	
45		化学物質管理の方針、プログラム、活動として、汚染防止の考えを導入すべき	国家政府 労働組合 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行)	2011-2015	汚染防止がすべての化学物質管理イニシアティブに組み込まれる。 汚染防止イニシアティブが実施される。	訓練施設と資料
46		駆除剤に対する FAO と WHO の基準 (specifications) のさらなる策定と援用を支援すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) 非政府組織	2006-2010	すべての国で、駆除剤に対する FAO/WHO の基準 (specifications) が策定され、援用される。	モデル的な法律
47	汚染された土地の浄化	汚染された土地と多発地帯を特定し、市民と環境へのリスク削減のために汚染された土地の浄化計画を策定し、実施すべき	IOMC (FAO, ILO, UNIDO, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局 国家政府 民間部門 非政府組織	2010-2020	すべての国で、汚染された土地の浄化計画があらゆる汚染された土地に対して策定される。	アフリカ諸国における農薬の廃棄削減のためのプログラム (African Stockpile Programme) モデル的な法律

48		事故による汚染を含め、汚染された土地の浄化を確実にすべき	国家政府 産業界	2016–2020	すべての国で、強制的な汚染された土地の浄化が国家の法律で定められる。 化学物質の関連事故に対処するための緊急事態計画が設定されている。	モデル的な法律
49	ガソリン中の鉛	ガソリン中の鉛を排除すべき	国家政府 IOMC (UNEP, WHO, UNIDO, UNDP, 世界銀行) GEF 産業界	2006–2010	ガソリン中の鉛が廃絶される。	モデル的な法律 四エチル鉛と四メチル鉛についての、ロッテルダム条約のもとでの輸入の決定
50	適正な農業の実施	統合された害虫管理のスキームを開発すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行)	2006–2010	スキームが開発される。	技術的専門性 情報の周知のための基盤整備 意識の向上
51		化学物質を使用しない方法を含む、代替的で生態系に配慮した農業の実践の訓練を提供すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 国家政府 研究及び認可訓練機関 産業界 労働組合 非政府組織	2006 –2010	化学物質を使わない方法を含む、代替的で生態系に配慮した農業の実践訓練のプログラムが、すべての国で開発される。	方法論とテクニック

52		リスクがより少ないか、安全な駆除剤の入手を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 労働組合	2006-10	入手が推進される。	意識の向上 情報の周知のための基盤整備
53		害虫と病気に抵抗力をもつ作物種の開発に着手すべき	国家政府 農業関係業界 研究機関 IOMC(FAO) CGIAR	継続中	害虫と病気に抵抗力をもつ作物が増加する。	研究の能力
54	残留性蓄積性毒性物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs)	非常に毒性が強く、難分解、高蓄積の有機化学物質についての安全で効果的な代替物質の使用を、化学物質を使用しない利用を含めて推進すべき	国家政府 研究センター 労働組合 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)	2016-2020	代替物質が特定され、使用される。	リスク評価の方法論 残留性蓄積性毒性物質 (PBT)、高残留性・高蓄積性物質 (vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質 (POPs)の代替物質に関する情報の入手 有害化学物質の管理のための、優先順位の明確な特定

55	<p>残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)を含む、不合理で人の健康や環境への管理できないリスクにさらされている化学物質群の評価と関連する研究の優先付けをすべき</p>	<p>産業界 国家政府 労働組合 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)</p>	2016-2020	<p>残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)を含む、不合理で人の健康や環境への管理できないリスクにさらされている化学物質群が評価と関連する研究のために優先付けられる</p>	<p>リスク評価方法論 訓練</p>
56	<p>広範囲の化学物質を対象とする環境関連の多国間協定や戦略を考慮した、化学物質管理への統合的な取り組みを明確にすべき</p>	<p>国家政府 労働組合 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局</p>	2016-2020	<p>すべての国で、化学物質管理への統合された取り組みが開発され、実施される。</p>	<p>モデル的な法律 訓練 産業界のイニシアティブ 組成の再検討 (reformulations)と代替物質の開発と推進</p>

57	水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質	UNEP が実施している水銀とその化合物についての地球規模の評価のような、関連研究の総検討を含む適正な環境管理を通して、特に鉛、水銀、カドミウムによる人の健康と環境に与えるリスクの削減を推進すべき 10	国家政府 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)	2006–2015	すべての国で、人の健康と環境に有害な化学物質、とくに鉛、水銀、及びカドミウムにさらされるリスクが削減される。 関連する研究が特定され、記録される。 関連する研究の検討がなされ、成果が公表、周知される。 特に小規模のリサイクル企業にとって、鉛についてのリスク削減のための環境面で適正な技術が導入され、使用される。	リスク評価方法論 利用可能な訓練
58		水銀へのさらなる行動の必要性について、法的拘束力のある措置の可能性やパートナーシップ、その他の行動を含むあらゆる選択肢を考えたつ考慮すべき (UNEP 管理理事会の決議 23/9 による)。	IOMC (UNEP, UNIDO) (クリーナープロダクションセンター)	2005–2008	水銀についてさらなる行動がとられること。	選択肢の分析 技術的能力

59		地球規模で、製品中や工程に含まれる水銀への暴露による、人の健康や環境のリスクを減らす行動を直ちにとるべき(UNEP 管理理事会の決議 23/9 による)	IOMC (UNEP,UNIDO) (クリーナープロダクションセンター)	2005-2010	さらなる行動がとられること。	立法
60		鉛とカドミウムに関連する地球的行动の必要性について将来の議論を喚起していくため、特に長期間の環境移動に焦点をあてた、科学的情報の検討を 2007 年の UNEP 管理理事会第 24 回会合へ提出することを考慮すべき(UNEP 管理理事会の決議 23/9 による)	IOMC (UNEP) 国家政府	2007	必要な行動が始まっている。	地球的行动の必要性についての評価
61	リスク評価、管理とコミュニケーション	一般の人々のリスク評価の際に、特定の人々(子供たち、妊娠中の女性など)が特異な感受性や暴露を示さないか考慮すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府	2006-2010	子供たちや妊娠中の女性が特異な感受性をもつかどうかの評価が実施される。	化学物質ごとに新規のリスク管理行動が必要かどうかの評価
62		化学物質の製造、使用、または処理段階でおきるリスクについての警告システムを実施すべき	IOMC (WHO)	2011-2015	すべての地域で、化学物質の製造、使用、または処理段階でおきるリスクについての警告システムが確立される。	計画 配置 管理

63	IOMC の組織にある既存のツールから、特に試験ガイドライン、優良試験所基準(GLP)、データの相互認証、新規化学物質、既存化学物質、及び試験と評価のためのツールと戦略についての取組みを含む、科学をベースとした取組みを採用すべき	国家政府 非政府組織 IOMC (UNEP, OECD)	2006-2010	すべての国で、意思決定に科学をベースとした取組みがなされている。	十分な科学者の人数 科学の訓練と教育 意識の向上
64	化学物質、特にそのリスクの評価とリスク管理方法に関連する政策と意思決定への科学の統合のために、単純化・標準化された手法の開発を促進すべき	国家政府 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	すべての国で、科学と政策を統合する単純化・標準化された手法が開発され、実施される。標準化された手法を政策に統合する枠組みが開発され、使用される。	十分な科学者の人数 科学の訓練と教育 意識の向上 適切な政策
65	OECD が作成したような既存の成果、とりわけ OECD の高生産量 (HPV) 化学物質の有害性評価に関するガイダンス、定量的構造活性相関分析、駆除剤の有害性と環境運命研究の検討、廃棄・排出シナリオ文書 (ESD)、情報交換と調整のメカニズムを含む成果に基づきながら、リスク評価の手続きに関する知識を確立すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	リスク評価の手続きへの知識が増加する。	意識の向上 情報の周知のための基盤整備

66		暴露評価のために化学物質と駆除剤のモニタリングのプログラムを確立すべき	国家政府	2006-2015	モニタリングのプログラムが確立する。	技術的能力 地域的協力
67		化学物質管理の決議は持続可能な開発の目的と一致することを確実にするために、ライフサイクル管理の取組みを取り入れるべき	国家政府 産業界	2006-2010	ライフサイクル管理の取組みがなされている。	適切な政策 意識の向上
68	廃棄物管理（と最少化）	特に開発途上国や移行経済国における駆除剤やその他の化学物質（特に PCB）の廃貯蔵品を特定し、処分することを促進すべき	バーゼル条約事務局, BCRC スtockホルム条約事務局, IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) モントリオール議定書国家政府 産業界労働組合 非政府組織	2006-2020	すべての駆除剤やその他の化学物質の廃貯蔵品が特定され、処分される。	African Stockpiles Programme（アフリカ諸国における農薬の廃棄削減のためのプログラム）方法論その他の化学物質の貯蔵の特定適切な破壊技術の実証と推進
69		国家は関連する国際協定を考慮に入れながら、また「ゆりかごからゆりかごまで」と「ゆりかごから墓場まで」の取組みを用いながら、廃棄物の最小化と処分に関する国家の行動計画を策定し、実施すべき	国家政府 BCRC 労働組合 非政府組織	2011-2015	すべての国で、廃棄物の最小化と処分に関する国家の行動計画が策定され、実施される。	行動計画のモデル 訓練

70		<p>リスクのより少ない代替物質の使用を含む、最良の慣行の適用を通して、有害廃棄物の発生を防止し、最小化すべき</p>	<p>産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局 国のクリーナープロダクションセンター 労働組合 非政府組織</p>	2016–2020	<p>代替物質が特定され、導入される。</p>	<p>評価の方法論 訓練 より安全な代替物質の開発と推進</p>
71		<p>バーゼル条約の実施と廃棄物の発生抑制(waste reduction measures at source) に努め、そして化学物質の生産工程における「ゆりかごからゆりかごまで」と「ゆりかごから墓場まで」の運命の考慮を必要とするとともに、それらが含まれている製品が使用された後の、その他の廃棄物問題を特定すべき</p>	<p>産業界 BCRC 国のクリーナープロダクションセンター IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) モントリオール議定書 労働組合 非政府組織</p>	2006–2010	<p>すべての化学工場で、廃棄物の発生抑制 (waste reduction measures at source) が実施される。 すべての国でバーゼル条約が実施される。</p>	<p>訓練 意識の向上 利用可能な最良の技術 (BAT) の開発と推進</p>

72	<p>廃棄物の処理業者と小規模のリサイクル業者に対して、化学廃棄物の処理とリサイクルの有害性について情報提供し、教育し、保護する措置を実行すべき</p>	<p>国家政府 労働組合 非政府組織 IOMC (ILO) パーゼル条約事務局 国連災害評価調整 チームユニット(United Nations Disaster Assessment and Coordination Team Unit)</p>	2006-2010	<p>廃棄物の処理業者と小規模のリサイクル業者への情報提供、教育、保護の措置がなされている。</p>	<p>非公式なりサイクル分野での、廃棄物採集業者 (pickers) への特別な注意 情報の周知のための基盤整備 意識の向上</p>
73	<p>再使用やリサイクル可能な消費財と生分解性の製品の生産を促進し、必要なインフラの整備を行うことによって、廃棄物の発生抑制や最小化を進めるべき</p>	<p>国家政府 国のクリーナープロダクションセンター IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) パーゼル条約事務局 産業界 労働組合 非政府組織</p>	2006-2015	<p>すべての国で、再使用やリサイクル可能な消費財と生分解性の製品の生産を促進するメカニズムが導入される。</p>	<p>国家のクリーナープロダクションセンター 成功したイニシアティブの情報 環境配慮の計画 (Eco-design)</p>

74	化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的及び対応措置の制定	大規模な工場事故を防止し、化学物質に係るあらゆる事故と自然災害について緊急事態の備えと対応にあたる国家的・国際的統合システムを開発すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) パーゼル条約事務局 国連災害評価調整チーム 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2012	すべての国で、大規模な工場事故を防止し、緊急事態の備えにあたる統合的なシステムが確立され、実施される。	大規模工場事故防止に関する ILO174 条約 安全行動指標 (safety performance indicators) に関する OECD プロジェクト UNEP APELL プログラム 欧州化学工業会 (CEFIC) の道路と鉄道輸送に関する安全と品質評価システム 化学物質操作の安全管理工程の適用と統合された取組みの強化 中毒センター
75		化学事故の被害を受けた国々からの要求に応じるための、国際的なメカニズムの開発を奨励すべき	IOMC (WHO)	2010-2020	化学事故の被害を受けた国々からの要求に応じるための国際的なメカニズムが確立され、実施される。	メカニズムの計画
76		化学物質によって起こる中毒や病気の発生を最少化すべき	産業界 国家政府 IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国で、化学物質によって起こる中毒や病気が減少し、医学的な査察のシステムが導入される。 生物学的な指標が入手可能である。	データを収集し管理する情報システム 国家のリスク削減戦略 訓練 情報の入手可能性 意識の向上

77	たとえば毒性、化学物質の特性、構造、用途や機能などのタイプの分類を含む、調和したデータの国家レベルの収集にあたるべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 産業界 非政府組織	2006-2010	すべての国で、調和したデータの収集システムが確立され、使用される。	OECD の化学物質プログラム
78	化学物質の集中製造工場の操業における、有害性物質や製品の環境上の適正な管理を含む安全対策の適用時の格差に対処すべき	産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD) 労働組合 非政府組織	2006-2010	化学物質の集中製造工場の操業における、有害性物質や製品の環境上の適正な管理を含む安全対策の適用時の格差が特定される。 格差が解消される。	労働安全衛生に関する ILO の世界戦略
79	起こりうる破壊行為 (sabotage) に備えた、化学工場の計画、配置、装備をすべき。	産業界 国家政府	2006-2010	化学工場が起こりうる破壊行為 (sabotage) に備えている。	技術的能力

「知識と情報」に対処する作業領域（目的2）

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
80	研究、モニタリングとデータ	社会経済的影響と、化学物質の人の健康と環境への慢性的複合的影響を含む、暴露と影響を評価するための、目標を定めたりリスク評価の取組みを開発し、確立すべき	国家政府 産業界 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)	2006–2010	すべての国で、暴露と社会経済的影響をモニターするシステムが導入される。 すべての国で、暴露の評価とモニタリングが完了し、改善措置が特定され、実施される。	国家の研究所の認定システム 研究施設を維持管理する能力 訓練された専門家の獲得
81		属性の異なる人々（例えば子供たちや女性）が異なる敏感さと（または）暴露をもつかどうかを、化学物質ごとに優先順位を付けて評価すべき	国家政府 産業界 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP)	2006–2010	すべての国で、暴露のモニタリングシステムが確立される。 脆弱な集団にとっての評価とモニタリングが完了している。	国家の研究所の認定システム 研究施設を維持管理する能力 訓練された専門家の獲得
82		環境中や生体中において重大な懸念を伴う化学物質をモニターするために、信頼性があり、安価で実用的な分析技術を開発し、その妥当性を証明し、共有すべき。環境中の優先度の高い汚染物質の個々の数値のレベルを評価し、モニターするための目標を定めたプロセスを開発すべき	国家政府 IOMC (UNEP) 産業界 研究センター 非政府組織	2006–2010	分析技術が開発され、すべての国で入手可能である。	国家の研究所の認定システム 研究施設を維持管理する能力 訓練された専門家の獲得

83	持続可能性を推進する革新、研究、開発、訓練と教育を強化し加速するために科学的知識を開発すべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD)	2006–2015	すべての国で、革新が支援されている。	訓練施設 研究センター 情報
84	よりエネルギー効率が良く、より資源を消費せず、汚染が少ない技術や代替物質に関する研究を推進すべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD)	2006–2015	研究が推進され、技術と代替物質が使用される。	研究センター 代替物質の開発 情報
85	リスク評価の特徴付けやコミュニケーションを支援する必要がある、正当な懸念の余地がある化学物質の使用パターンについて、データを収集すべき	国家政府 非政府組織 産業界 IOMC (UNEP,WHO,OECD)	2006–2010	すべての国で、データ収集のシステムが確立される。 すべての国で、データベースが確立し、利用可能である。	
86	より開発途上の国々出身の研究者がリスク削減に関する情報開発に参加できるようなメカニズムを計画すべき	国家政府 研究機関	2006–2010	メカニズムが計画される。	リスク削減についてのモデル情報
87	科学的知識の格差を解消すべき（例えば、内分泌かく乱物質に関する理解について）	研究センター 産業界 IOMC (WHO)	2011–2015	科学的知識の格差が解消される。	産業界の長期自主研究（LRI）

88	ハザードデータの生成と入手可能性	新たな科学的データの収集と編集、利用を目的とする活動を促進するためのパートナーシップを推進すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP) 農業団体のような専門機関	2006-2010	新たな科学的データの収集と利用を目的とする活動を促進するためのパートナーシップが確立され、持続している。	OECD の高生産量(HPV)化学物質プログラム
89		実質的または顕著な暴露への最も大きな危険性をもつ化学物質に関する有害性情報に優先順位をつけながら、市場にあるすべての化学物質の固有の有害性を詳述する情報を収集し、共有すべき	国家政府 産業界 労働組合 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD)非政府組織 農業団体のような専門機関	2008	国内で使用中のすべての化学物質について、ハザードデータが収集され、入手可能である。	GHSOECD の高生産量(HPV)化学物質プログラム既存の有害性情報がシステマティックに特定され、収集され、検証され、さらにテストの重複を避けるために共有されるべき新しい情報の収集において、毒性試験のための動物の使用を減らす有害性の特定についての進捗とその他の関連する取組みが適用されるべき各国ごとの状況に従い必要であれば、有害性情報の時機を得た収集を推進するために、適切な措置を使用すべき活動を実施する場合は、実質的または顕著な暴露の可能性が最も大きい化学物質の有害性情報に優先順位をつけるべき

90	高生産量でない化学物質について、データ収集の国家的な優先順位付けをすべき	国家政府 労働組合 非政府組織 農業団体のような専門機関 IOMC (WHO)	2006-2010 とその後	各国において、高生産量でない化学物質についてのデータ収集の国家的な優先順位付けが確立されている。	国家の専門家 国家予算 市場の化学物質の生産と輸入量の目録の使用と、深刻な暴露のようなその他の関連情報の収集及び生成
91	IPCS の健康と安全に関するカード(国際化学物質安全カード、または ICSC)を活用すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD) 労働組合 非政府組織 農業団体のような専門機関	2006-2010	IPCS の健康と安全カードが使用される。	OECD の高生産量(HPV)化学物質プログラム
92	産業界が他の関係者と協力、調整し、既存の約束では対処されていない高生産量の化学物質について、有害性情報を収集するための時間枠の設定に合意すべき	産業界 IOMC (UNEP, ILO, UNITAR, OECD)	2006-2010	産業界にとって、既存の約束では対処されていない高生産量の化学物質について、有害性情報を収集する時間枠が合意される。	OECD の高生産量(HPV)化学物質プログラム
93	有害性情報の収集と評価に係る、行政及び化学物質の製造・輸入企業と供給事業者それぞれの役割、責務と説明責任に関して一般的な応用可能なガイドラインの確立を推進すべき	国家政府 産業界 労働組合 IOMC (UNEP, ILO, FAO, UNITAR, OECD)	2006-2010	GHS が実施されている。	

94		有害性情報に対するデータ様式をさらに調和させるべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP) バーゼル条約事務局	2006–2010	GHS が実施されている。 調和したデータ形式が開発され、使用されている。	訓練
95		高生産量でない化学物質に対して、スクリーニング情報の必要性に対処する段階的な取組みへの勧告を実施すべき	IOMC (UNEP, ILO, UNITAR, OECD) 産業界	2006–2010	高生産量でない化学物質に対して、スクリーニング情報の必要性に対処する段階的な取組みが確立される。	訓練
96		必ずしも生産量に基づかない、例えば重大な暴露のある化学物質を優先させるなどの可能な取組みを明確にすべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD) 産業界 労働組合	2006–2010	有害性の生成に関して、化学物質の優先順位付けの取組みが開発される。	技術的能力
97		個々の駆除剤が、使用される地域や国内において予期される条件のもと、その効力、動態、運命、有害性とリスクについて完全に評価できるような、公認された手続きと試験方法で試験されていることを確認すべき	産業界		公認された手続きと試験方法が確立されている。	発売中の駆除剤の品質と中身を確認するための試験施設
98	産業界の参加と責務の強化	産業界が既存のイニシアティブをもとに、新規の科学をベースとする知識を収集することを促すべき	国家政府 IOMC (FAO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 産業界	2006–2010	すべての国で、産業界から発する新しい情報の使用のためのメカニズムが確立されている。新たな科学に基づく知識が開発され、使用されている。	OECD の化学物質プログラム世界産業フォーラム UNIDO の全産業向けプログラム

99	化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の実施	有害性情報の情報管理システムを確立すべき	国家政府 産業界	2006–2008	情報システムが確立している。	国際的なイニシアティブ 増加するハザードデータの生成に関する OECD のイニシアティブ
100		安全データシート（SDS）とラベルを準備すべき	産業界	2006–2008	GHS が実施されている。	レスポンシブル・ケア 適切な言語での情報
101		GHS への意識の向上と能力向上のガイダンス、訓練資料（GHS 行動計画策定ガイダンス、国家の状況分析ガイダンス、その他の訓練ツールを含む）を完成させ、国々が入手可能とすべき	産業界 労働組合 非政府組織 IOMC (ILO, WHO, UNITAR)	2007	すべての国が、GHS の実施戦略を作成している。	意識の向上活動 試験プロジェクトの成果の共有 GHS の分類、表示、安全データシートの使用について、訓練と能力向上活動への支援ができる、GHS の専門家名簿の作成
102	情報管理と周知	（例えばローカル言語での配信など、）情報交換の際の障壁をとりはらうために必要な要素を含む、化学物質の時機を得た情報交換方法を確立すべき	国家政府 産業界	2006–2015	すべての国で、関係者たちがその地方の言語で情報を入手できる。	GHS 毒物学、生態毒物学と安全性についての情報交換を促進する、ロッテルダム条約 14 条の使用
103		資源をもっとも効果的に活用するため、化学物質安全性に関する情報のクリアリングハウスの設置を考慮すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP) 産業界	2006–2010	化学物質安全性に関する情報のクリアリングハウスが設置されている。	実現可能性の測定

104	すべての開発途上国や移行経済国の国家公務員のなかの化学物質管理責任者に対して、インターネットへの接続とその利用訓練を行うべき	国家政府 IOMC (UNEP)	2006-2010	すべての開発途上国や移行経済国の国家公務員のなかの化学物質管理責任者に対して、インターネットへの接続とその利用訓練がなされている。	基盤整備訓練
105	国家的、サブ地域的、地域的、国際的な関係者の間でコミュニケーションを活発にするために、化学物質の適正管理のための情報交換への障壁をとりのぞくべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, OECD, UNDP)	2006-2010	すべての関係者たちが、化学物質の適正管理についての情報の入手方法をもっている。	INFOCAP 情報交換の障壁の撤廃
106	学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報の交換を強化すべき	学会 国家政府	2011-2015	学術、産業界、政府及び政府間の各セクターにわたる技術情報の交換が自由に行われる。	基盤整備
107	市場のあらゆる有害性物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシート(SDS)---入手しやすく、読みやすく、わかりやすく、GHSを視野に入れたもの---を提供することを確実にする仕組みをつくるべき	国家政府 産業界 労働組合	2008	GHSが実施されている。	OECDの高生産量(HPV)化学物質プログラム レスポンシブルケア 適切な言語での情報
108	有害物質を含む成形品や製品は、すべて使用者、労働現場、処理場にとって適切な情報を伴うべき	国家政府 産業界	2006-2015	すべての関係者が、情報の入手方法をもっている。	作成すべきガイダンス 適切な言語で入手できる情報

109	情報がしかるべき人々に確実に届くこと、彼らのエンパワーメントや知る権利が保障されるように、特に開発途上国において、インターネットや CD-ROM のような電子メディアを含む情報基盤を整備すべき。	国家政府 IOMC (UNEP,OECD) 労働組合	2011-2015	すべての関係者が、情報の入手方法をもっている。	基盤整備
110	リスクコミュニケーションに一連の防制的な戦略、教育、意識の向上、能力向上を含むべき	国家政府 産業界 労働組合	2011-2015	すべての国で、リスク削減とコミュニケーションのシステムが確立している。	モデル的な法律 リスク削減の訓練
111	市場にあるすべての化学物質について、固有の有害性を詳細に伝える適切な情報が、公衆に無料で提供されるべき。そして必要な場所で本質的な健康、安全、及び環境に関する情報を入手可能とすべき。その他の情報は、公衆の知る権利と正当な企業の秘密情報及び適法な企業利益を保護する必要性とのバランスに基づいて、入手可能とすべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNITAR, OECD)	2008	GHS が実施されている。	モデル的な法律無料で入手可能な、ハザードデータ(本質的な健康、安全性、環境情報)に関する国際的な情報管理機構 (repository) の設立公衆の知る権利と、正当な企業の秘密情報及び適法な企業利益を保護する必要性とのバランスをとりながら、その他の情報の入手可能性
112	特に消費者教育によって、化学物質の使用について最善の方法と、消費者自身に対してやその住環境に与える化学物質のリスクについて、さらに暴露がおこる経路について、意識の向上を図るべき	国家政府 産業界 非政府組織	2006-2015	すべての国で、消費者の意識の向上プログラムが導入されている。	

113		境界地帯の汚染物質について、情報交換のメカニズムを確立すべき	国家政府	2006-2010	情報交換のメカニズムが確立されている。	基盤整備
114	高度に有害な駆除剤のリスク管理と削減	駆除剤、特に高度に有害な駆除剤に関する情報の入手と使用について改善すべき。そして、より安全な害虫駆除の代替方法をアカデミア(学会)のようなネットワークを通じて促進すべき	ロッテルダム条約事務局 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行) モントリオール議定書 非政府組織 労働組合/労働者 産業界 ストックホルム条約事務局 学会	2006-2010	駆除剤、特に高度に有害な駆除剤に関して、より安全な害虫駆除の代替方法に関する情報が、すべての関係者にとって入手可能である。	ロッテルダム条約 ストックホルム条約 データベース
115		リスクの削減や緩和のため、情報、技術、専門知識の交換を、国の内外の公共と民間セクターの両方で奨励、促進すべき	国家政府 IOMC (UNEP,FAO,OECD)	2006-2015	リスクの削減や緩和のため、情報、技術、専門知識の交換を国の内外の公共と民間セクターの両方で行うシステムが確立されている。	基盤整備
116		駆除剤の使用者、駆除剤に暴露されている人々及び普及サービスに対して、駆除剤に代わる害虫管理(化学物質を使用する方法と使用しない方法の両方)や作物の防護方法に関する研究成果の入手を促進すべき	国家政府 IOMC (UNEP,FAO) 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2015	駆除剤の使用者、駆除剤に暴露されている人々及び普及サービスに対して、駆除剤に代わる害虫管理(化学物質を使用する方法と使用しない方法の両方)や作物	情報交換のシステム

					の防護方法に関する研究成果	
117		駆除剤のリスク削減プログラムや害虫駆除の代替方法について、国際的組織や各国政府、駆除剤メーカー、農業・貿易業者やその他の関係者たちが従来から実施したり計画したりしていることの効力を評価すべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行) 非政府組織	2006-2015	駆除剤のリスク削減プログラムや、害虫駆除の代替方法についての効力を評価するメカニズムが導入されている。	OECDのリスク削減プログラム方法論の入手可能性
118	クリーナープロダクション(よりクリーンな製造)	あらゆる経済分野の廃棄物最小化を伴う手法を含む、クリーナープロダクションの革新的な手法の研究を実施すべき	産業界 研究センター IOMC(UNEP,UNIDO) バーゼル条約事務局	2011-2015	すべての経済分野で、環境にやさしい(friendly)技術が開発され、使用される。	革新の文化への支援
119	ライフサイクル	持続可能な化学物質管理、特にフロント・エンドの汚染防止の取組みについて、ライフサイクル全体への取組みを考慮した管理の実践を促進すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) バーゼル条約事務局 国家政府 国のクリーナープロダクションセンター 産業界 非政府組織	2011-2015	持続可能な化学物質管理のためライフサイクル全体への取組みを考慮し、特にフロント・エンドの汚染防止の取組みに関して、戦略と優先順位付けが確立している。	ライフサイクル戦略

120	ライフサイクル問題を考慮しつつ、政策の統合課題へ対処すべき	<p>国家政府 国のクリーナープロダクションセンター 産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) パーゼル条約事務局</p>	2011-2015	すべての国で、化学物質管理の問題を食品の安全性、水域や海洋の生態系システム、健康、労働安全衛生、開発協力、持続可能な生産、及び消費の問題へ組み込む統合された政策が採用される。	<p>モデル的な法律 化学物質管理の問題の、食品の安全性、水域や海洋の生態系システム、健康、労働安全衛生、開発協力、持続可能な生産、及び消費の問題への統合</p>
121	有害物、やむをえない毒性排出物、有害な廃棄物等を管理する機会を、化学物質のライフサイクル上もっとも有効なポイントに特定するために、化学物質管理体制と実践の間の優先的な格差を確認し、格差に対応する行動を計画するライフサイクル管理の考え方を利用すべき	<p>国家政府 産業界 労働組合 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) パーゼル条約事務局 国のクリーナープロダクションセンター 非政府組織</p>	2011-2015	すべての国で、ライフサイクル管理の考え方が化学物質の適正管理のために使用される。	<p>訓練 意識の向上</p>
122	使用後完全に分解され、自然界に還元されるか、使用の最終段階で同様の再生品を製造するための部品としてリサイクルされるかのいずれかの製品を推奨すべき	<p>産業界 IOMC (UNEP,FAO)</p>	2011-2015	分解可能かりサイクルされる製品が推進される。	<p>意識の向上 研究 革新</p>

123		ライフサイクルの問題を学校のカリキュラムに組み込むべき	国家政府 国のクリーナープロダクションセンター IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 労働組合 非政府組織	2006-2010	ライフサイクル問題が学校のカリキュラムに取り入れられる。	カリキュラム開発の専門性
124	環境汚染物質排出移動登録 (PRTR) -国家的、国際的登録制度の創設	国家の PRTR 制度や排出登録制度の計画プロセスを、影響を受け、関心をもつ人たちと策定すべき	国際的 IGO IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) ストックホルム条約事務局 地域機関 国家政府	2011-2015	すべての国で PRTR が確立される	基盤整備 国家の状況と必要性の考慮
125		産業界、行政、市民に対する価値ある環境情報源として、また排出物削減を促すメカニズムとして、さまざまな国家的条件に合った PRTR を活用すべき	国家政府 非政府組織 IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2011-2015	すべての関係者たちが、PRTR 情報の入手方法をもっている。 すべての国で、排出物が削減される。	基盤整備
126		簡単な形式で、登録によって提供される利益とそれを発展させるのに必要なステップについて解説するマニュアルと実施ガイドを作成すべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2011-2015	マニュアルと実施ガイドが作成される。	技術的能力の入手可能性

127	リスク評価、管理とコミュニケーション	製造業者、輸入業者、配合業者は、データを評価し、正確で信頼できる情報を使用者に提供すべき	国家政府 産業界	2008	製造業者、輸入業者、配合業者が、自社の製品を評価し、使用者へ情報提供する責任を果たす。	
128		責任ある行政当局は、リスク評価の手法や管理手法の一般的枠組みを確立すべき	国家政府	2011-2015	すべての国で、リスク評価の手続きと管理システムが確立している。	訓練
129		有害性評価を、国際的に推奨される方法を含む、調和した健康と環境のリスク評価の要求事項を取り入れて実行すべき	国家政府 IOMC (WHO)	2008	GHS が実施されている。	技術的能力の入手可能性
130		リスク評価において原理と方法を調和させるべき(例えば、弱者に対するリスク評価の方法や発がん性、免疫毒性、内分泌かく乱、生態毒性などの特定の毒性のエンドポイントのリスク評価方法について、また、新手法について)	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2016-2020	リスク評価の方法論が、明確な対象グループに対して調和している。	有害性とリスク評価に使用されている専門用語の調和 分子疫学、臨床と暴露データ、遺伝毒性学(toxicogenomics)の科学的進歩、そして総合的/累積的暴露のような実生活上の暴露に関連した手法の利用、及び野外での暴露評価のための簡単な解析的手法の利用
131		リスク評価の新しい手法、リスク評価方法の調和、実際の生活状況における化学物質の健康影響を評価するよりよい方法、そしてリスクに関する知識の入手、解釈、活用の能力等の開発に関する格差へ対処すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2016-2020	適切なリスク評価ツールが開発され、使用される。	技術的能力

132	(例えば食品製造のように)化学物質の暴露の経路と経路の介入機会に関する研究における格差に対処すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 産業界	2016-2020	化学物質の暴露の経路と、経路の介入機会に関する情報が入手可能である。	研究の能力
133	予防的取組みを考慮した透明で科学に基づくリスク評価の手法や科学に基づくリスク管理の手法を用いたさらなる手法を開発すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 非政府組織	2016-2020	リスク評価の手法がすべての国に利用可能であること	訓練された専門家の存在
134	代替製品との比較評価とより大きなリスクにさらされることが無いことを確実にすべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2016-2020	化学製品の比較評価のシステムがすべての国で確立されていること	訓練された専門家の存在
135	知識へのアクセス、解釈、応用に関する能力の格差を埋めるべき(例えば、有害性、リスク及び化学物質の安全な使用に関する情報の入手性を改善し、エンドユーザーに適切な情報を知らせ、既存のリスク評価の利用を改善すること)	国家政府 産業界 非政府組織 IOMC (UNEP,WHO)	2006-2010	すべての関係者が化学物質の情報にアクセスすること	GHS
136	健康と環境のリスク評価の実施と報告の調和した取組みを行うための一般的な原則を策定すべき	研究センター IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2011-2015	調和したリスク評価の手法が入手可能であること	基盤整備

137		自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物の暴露による影響の理解を推進すべき。その影響を緩和する可能な手法と同様に。	国家政府 OPCW 非政府組織 IOMC(WHO)	2011-2015	戦争や自然災害による有害化学物質の排出やその結果発生する人と野生生物の暴露による影響の理解を推進することの研究に着手 結果を適切な意志決定者に広める 緩和する手法が開発され実施されること	
138	労働安全衛生	政府間機関による労働現場の参加者が使用する様式と言語による労働現場での化学物質の情報源を開発し、国際的に評価し、修正する手法を確立すべき	IOMC (ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 労働組合/労働者 産業界 非政府組織	2006-2010	政府間機関による労働現場の参加者が使用する様式と言語による労働現場での化学物質の情報源を開発し、国際的に評価し、修正する手法がすべての国で確立されること	GHS
139		適切な保護具の開発について研究を推進すべき	国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	すべての国で適切な保護具の開発が研究されること すべての国に、適切な保護具が入手可能であること	ILO の労働安全衛生の国際戦略 研究機関
140		政府間機関から労働現場の化学物質に関する情報が、雇用者、非雇用者そして政府に、容易で、便利にそして無料で入手できるようにすべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2008	すべての国において、160に化学物質の情報が容易に入手可能とする手立てを確立すること	基盤整備 GHS

141	化学物質安全の情報(例 ILO, WHO, INFOCAP)を共有し交換し提供する国際的情報ネットワークを強化すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) パースル条約事務局 労働組合	2006-2010	既存の国際的ネットワークを特定し、リスクすることを強化する	必要な基盤整備
142	国レベルでのILO安全作業プログラムの確立を推進し、ILO条約170,174そして184条の批准と実施をすべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	ILO条約170,174そして184条の批准と実施がすべての国でなされ、ILO安全作業プログラムが確立される	ILO条約 能力向上
143	有害物質に関するILO条約の拡大と更新のための新しいメカニズムを確立することにより、労働現場における化学物質の安全使用を統合的に取組むことの実行と、それらをコード番号、情報の周知、強制、技術的協力などの他のさまざまな活動とリンクさせるべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	有害な物質に関するILO条約が更新され、他の関係する戦略とのリンク	ILO条約 能力向上
144	適切な労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について情報交換する手法と取組みを確立し、雇用者、非雇用者及び行政の関係する役割と責任を規定すべき	IOMC (ILO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	適切な労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について周知させるメカニズムをすべての国で確立すること	IPCS OECD化学物質プログラム

145	化学物質の有害な影響から従業員を守るための国の査察の仕組みを確立することを推進し、雇用者と非雇用者間の化学物質安全を最大にし、労働現場の有害性を最小化するために対話を推進すべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において化学物質の安全使用に関する査察の仕組みを確立する	ILO 条約 能力向上
146	国及び国際的なレベルでの社会的パートナー間や公共のメディアを通じた化学物質安全関連の情報の周知を強化すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) バーゼル条約事務局 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において、化学物質安全に関する情報の周知の仕組みを実現させる	GHS
147	(公式、非公式な)すべてのセクターにおいて労働者の知る権利の重要性を強調する。つまり労働者に提供される情報は、環境と同様かれらの安全衛生を守るに充分であるべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべてのセクターでの労働者の知る権利が、すべての国で確立されること	GHS 労働安全衛生に関する ILO の国際戦略
148	化学物質による労働現場の有害性を、特に化学物質のコントロール・バンディングのような簡単で実行可能な方法により除外すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界	2006-2020	化学物質による労働現場の有害性を除外すること	ILO 条約と戦略

			労働組合			
149		労働者が、労働環境で暴露されるかもしれない化学物質の有害性や暴露から守る適切な方法に関する充分で正しい情報が提供されなければ、労働を拒否できる権利を確立すべき	IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての国において、有害な環境での労働を拒否する従業員の権利を確立すること	モデル的な法律 適切な言語による情報
150	子供たちと化学物質安全	子供の化学物質安全に関する教育と訓練を推進すべき	IOMC (ILO, WHO, OECD) UNICEF, 地域機関 国家政府 関係者 労働組合 非政府組織 学会	2006–2010	行政官とキーとなる関係者は、子供の化学物質安全に関する訓練をされること	子供たちの化学物質安全に関する訓練プログラムの入手可能性 経験の共有
151		国の評価の一部として、子供の環境健康影響の比較可能な指標を活用することや子供の健康に関する受容できないリスク管理の手続きを優先することを推進すべき	国家政府 産業界 IOMC (ILO, WHO, OECD, UNDP) 非政府組織	2006–2010	データの収集、研究、法制度、規制及び子供の環境健康影響の指標を使用に関する調和した取組みを確立すること	モデル的な法律
152		化学物質に関する国の許容レベルやクライテリアを設定するとき、子供たちの特徴的な暴露や脆弱性を考慮すべき	国家政府 IOMC (ILO, WHO, OECD, UNDP) 労働組合 非政府組織	2011–2015	化学物質に関する国の許容レベルやクライテリアを設定するとき、子供たちの特徴的な暴露や脆弱性の可能性が考慮されること	モデル的な法律

153		子供たちや若い家族に直結した特化した幅広い戦略を策定すべき	国家政府 IOMC (WHO) 労働組合	2011-2015	すべての国において、子供たちや若い家族に直結した特化した国の戦略を実行すること	技術的能力の入手可能性
154	教育と訓練 (市民の自覚)	学校や大学で、化学物質安全に関連した、特に GHS の表示システムの理解のための授業を取入れるべき	IOMC (UNEP, ILO, WHO, UNIDO, UNITAR, UNDP) バーゼル条約事務局 国家政府 訓練機関 メディア組織 労働組合 非政府組織	2011-2015	すべての国において学校や大学の授業に化学物質安全を取入れること	訓練材料の入手可能性
155		製造から廃棄まで、それぞれの段階で化学物質の暴露に対し適切な訓練と化学物質安全に対する関心を提供すべき(農家、産業界、規制当局などに対し)	国家政府 労働組合 非政府組織 IOMC(UNEP) バーゼル条約事務局 国家の農業普及サービス	2011-2015	すべての適切な行政官は、化学物質安全の訓練を受けること	訓練機関 訓練士の訓練
156	ガソリン中の鉛	代替添加物の研究を試みるべき	産業界 研究センター	2006-2010	ガソリン中の鉛は、すべての国で廃止されること	研究センター ロッテルダム条約のウェブサイトによる代替品に関する情報提供の可能性

157	水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質	他の鉛をベースにした製品の代替物の研究を試みるべき	産業界 学会	2006–2010	鉛の代替物が製品に使用されること 小規模のリサイクル企業のための技術を改善し、実行し活用すること	技術的、科学的能力
158	適正な農業の実施	汚染や有害な化学物質の使用を必要としない手法も含むより良き農業の研究と実施を試みるべき	農業関係業界 国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 労働組合/労働者 非政府組織 研究センター 国際農業研究センター (CGIAR センターその他) と国家の農業研究システム	2011–2015	化学物質を使用しないという手法も含む、より良き農業の実施がすべての国において認識され、実施されること	モデル的な法律 農業の普及サービス 研究機関と素材の訓練
159		害虫や適切であれば、伝染病の媒介生物の管理のためのエコロジカルで適切な、統合された戦略を確立すべき	農業関係業界 国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行) 労働組合/労働者 非政府組織	2011–2015	害虫の管理のための統合した戦略が、すべての国で確立され、実施される。	モデル的な法律 農業の普及サービス 研究機関と素材の訓練

160		化学物質を使用しない代替手法を含む、代替可能でエコロジカルな農業の実施について情報交換を推進すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, OECD, UNDP, 世界銀行) 国家政府 研究及び認可訓練機関 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	すべての国において、代替可能でエコロジカルな農業の実施に関して情報交換のメカニズムが開発される。	訓練
161	廃棄物管理(と最小化)	廃棄物の取扱いやリサイクルを含む重要な関係者をターゲットとした化学物質安全管理の情報、教育、コミュニケーションパッケージを実施すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) モントリオール議定書 バーゼル条約事務局 労働組合 非政府組織	2006-2010	廃棄される化学物質の安全管理についての効果的で持続可能な情報、教育、コミュニケーション活動が実施される。	訓練
162		廃棄物の種類や回収の増加に基づく廃棄物管理の最適な実施に関する研究を支援し、化学物質の健康や環境への有害性を低減すべき	国家政府 非政府組織 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP, 世界銀行) バーゼル条約事務局	2006-2010	廃棄物の種類や回収の増加、化学物質の有害性の低減に対する廃棄物管理を適切に実施することが認識され、文書化され周知される。	研究 周知

163	関係者の参加	化学物質の影響の無い使用を推進する 目的で、意識の向上や防止的取組みのキ ャンペーンを行うべき	IOMC (UNEP) 非政府組織 メディア組織 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2020	すべての関係者が化学物質 安全問題に関する情報を知 らされる。	適切な言語による情報
164		化学物質管理への挑戦において考えら れる反応や化学物質安全に係る規 制や意思決定の手續きにおいて、すべて の段階で女性を含む幅広く意味のある 関係者の参加を確実にするよう作業す べき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 IOMC	2006-2010	すべての国で、女性を含む すべての関係者が、すべて の段階で、化学物質管理の 取組みの計画、化学物質安 全に係る規制や意思決 定の手續きにおいて、参画 する。	モデル的な法律

「ガバナンス」に対処する作業領域（目的3）

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
165	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	ナショナルプロフィールや優先行動の策定に際し、複数の部門や複数の関係者が機能する仕組みを持つべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 IOMC (UNITAR, UNDP)	2006-2010	すべての国が、機能する仕組みを持つ。	機関間及び複数の関係者の委員会
166	柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家計画の実施	<p>国家計画の実施に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的なナショナルプロフィールを策定すべき ・国際会議において国の政府及び複数の関係者の立場での協力を含めて、化学物質管理の問題に関して、省庁間及び複数の利害関係者の協力する仕組みを正式なものとするべき ・ヨハネスブルクサミットの2020年の目標への到達に向けたマイルストーンと国の化学物質安全方針の概要戦略を策定すべき ・国の化学物質安全情報交換の仕組みを策定すべき ・国及び外部の資源の動員と、国の持続可能な開発の枠組みにおける 	国家政府 すべての関係者 IOMC (UNEP, UNITAR, UNDP) バーゼル条約事務局	2006-2010	すべての国が、化学物質の適正管理のための統合された国家計画を策定する。	<p>国の貧困の撲滅と開発計画</p> <p>地域の協力、経験そして最良な実行</p> <p>協力の仕組みにおいて、適切な省庁と関係者の参加</p> <p>技術的能力</p>

		化学物質管理の重要な拠点を確立するための国家戦略を策定すべき ・組織的な関係者の参画の方針を策定し、化学物質管理に関する関連した制度から相乗効果を引き出すべき				
167		有害物質に関連する国際的な機関の情報を追跡し、更新する効果的なメカニズムを確立することによって、労働現場における化学物質の安全使用のための、統合された取組みを実施する努力を支援すべき	IOMC(ILO) 国家政府 産業界と労働者	2010	効果的な追跡メカニズムが実現する。	ILO のガイダンス
168	GHS	国の法律を見直し、GHS の要求事項を調整すべき	国家政府 IOMC (ILO, FAO, UNITAR)	2006-2010	すべての国において GHS が実施される。	モデル的な法律
169	国際的協定	(例えばストックホルム条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約、ILO 条約及び TBT 条約のような、化学物質に関連する国際海事機構 (IMO) の条約など)化学物質と有害な廃棄物に関するすべての関連する国際的措置の批准と実施を、協力と協調を奨励し進展させながら、そして必要な手続きについて確実にしながら促進すべき	国家政府 国際条約事務局	2006-2010	すべての国において、すべての条約が批准され、もしくは同等な措置が用意され実施される。	モデル的な法律 批准と実施のための資金と指定国家当局とナショナルフォーカルポイントのための資源

170	方針や機関の格差に対処し、相乗効果の可能性を見出し、一貫性を改善するために、国際的、国家及び地域段階における多国間の環境協定の実施に関して責任ある機関間や、手続きとの協調、協力、協力を確立し強化すべき。	多国間環境協定の事務局 国家政府 IOMC モントリオール議定書	2006-2010	すべての国で、制度化された協調が強化され、報告の要求事項が簡素化される。	事務局の集団化 協力のための省庁間計画 機関間の結合のために必要とされる政府間機関の管理母体 における政府代表者間の意識の向上
171	化学物質と廃棄物に関する条約の相乗効果と調整を、共通の骨子を策定することを含みながら促進し、かつ強化する取組み方法を考慮すべき	多国間環境協定の事務局 国家政府	2006-2010		
172	廃棄物管理と モントリオール議定書で規制されている、回収後のオゾン破壊物質の廃棄物管理と処理のために、バーゼル条約と（または）ストックホルム条約の手法や手段を使用する可能性と潜在的利便性について評価することを考慮すべき	多国間環境協定の事務局 国家政府	2006-2010		
173	実施において相乗効果が得られるように化学物質の多国間の環境協定(ロッテルダム、ストックホルム、バーゼル条約、モントリオール議定書)のナショナルフォーカルポイント	ナショナルフォーカルポイント IOMC	2006-2010	パイロットプロジェクトの実施 結果の公表	権限

		トとの間に協力を求めるパイロットプロジェクトを策定すべき				
174		国際的法的拘束力ある措置に対し、一致する義務を考慮に入れ、国家環境管理体制の主旨を広めるための既存の法律や方針措置の実施における国内段階の格差に対処すべき。	国家政府 多国間環境協定の事務局	2006-2010	すべての国において格差が確認される。 格差を埋める戦略が実施される。	格差の確認のための分類に関するガイダンス
175		技術支援と能力向上のためのバリ戦略計画で求められた結束性を確実にすべき	国家政府 IOMC (UNEP)	2006-2010	バリ戦略計画の結束性が達成される。	
176		必要に応じて、化学物質に関する国際協定の更なる発展を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP)	2006-2010	化学物質に関するさらなる国際協定の策定について、合意がなされる。	さらなる国際協定の必要性についての評価
177	PRTR-国家的、国際的登録制度の創設	国のPRTRを設立するため、要求される枠組みを確立すべき	国家政府 ストックホルム条約事務局 IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) UNECE 産業界	2011-2015	すべての国で国のPRTRの設立のための枠組みが確立され、PRTRが実施される。	モデル的な法律

178		国の環境に関する情報に公衆がアクセスすることを賛成する政治的合意を推進すべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2006–2010	公衆が国の環境に関する情報へのアクセスことが改善される。	意識の向上
179		PRTR からの情報の周知を管理することで、公衆を不当に不安に感じさせること無く、時機を得た正確な方法でリスクコミュニケーションが実施されるべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP) 国家政府 非政府組織	2006–2010	PRTR からの時機を得た正確な情報を周知させる仕組みが開発される。	基盤整備
180		国際貿易の主旨から環境パフォーマンスの要求事項の調和を推進すべき	IOMC (UNEP, UNIDO, UNITAR, OECD)	2006–2010	調和された環境パフォーマンスの要求事項が策定される。	
181	社会的経済的考慮事項	社会的経済的データの収集と解析の能力を確立すべき	国家政府 IOMC 労働組合/労働者 非政府組織	2011–2015	すべての国で社会的経済的データが収集される。	方法論
182		汚染者負担原則を含む、化学物質の製造と使用による人の健康、社会そして環境へのコストの内部化の取組みを考慮し、かつ適用すべき ⁵	国家政府 IOMC	2011–2015	すべての国においてコストの内部化の研究が実施される。	科学者の訓練 UNEP
183		社会的及び開発戦略の中で統合的 化学物質管理のための方法論と取組みを策定すべき	IOMC	2011–2015	方法論が策定される。	十分な数の科学者 科学者の訓練 関係者の注意喚起

⁵文書は包括的方針戦略の「原則とアプローチ」についての議論の結果によって、調整されねばならない。

184	化学物質適正管理のための能力向上を国家貧困削減戦略と地域支援戦略の中の優先的な事項の一つとして含めるべき	国家政府 IOMC	2011-2015	すべての国で、化学物質適正管理のための能力向上が、国家貧困削減戦略と地域支援戦略の中の優先的な事項の一つとして組み入れられる。	能力向上のガイダンス
185	企業の社会及び環境への責任の評価の実施努力を高めるべき	産業界 国家政府 労働組合	2006-2010	企業の社会及び環境への責任の評価が実施される。	社会及び環境に関する責任についての情報
186	化学物質と廃棄物の適正管理において公 - 私 の協力を推進する枠組みを策定すべき	国家政府 産業界 バーゼル条約事務局 非政府組織 労働組合	2011-2015	すべての国で枠組みが策定され、実施される。	ガイダンス モデル的な法律
187	化学物質と廃棄物の適正管理に、非政府組織、管理者、労働者、すべての企業の労働組合（フォーマル及びインフォーマルなセクターの）民間、公共、市民のサービス - を含むすべての関係者が積極的に参画することを推進する枠組みを策定すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	枠組みが策定され、実施される。	IGO と政府の支援

188		開発途上国の非政府組織、市民社会、コミュニティの能力を構築し、責任ある積極的な参加を促進すべき ここには化学物質安全の取決めと概念における財政的な支援及び訓練の条項を含むかもしれない。	国家政府 IOMC	2006–2010	開発途上国の非政府組織の能力を強化する。	
189	産業界の参加と責務の強化	自主的なイニシアティブを促進すべき(例;レスポンシブルケア、FAOの行動規範)	産業界 IOMC (FAO, UNITAR)	2006–2010	すべての適切な国において、レスポンシブルケアとFAOの行動規範が実施される。	政府の支援
190		単にリスクへの対応が最もできない人たちにリスクを移転するのではなく、すべてのために人と環境のリスクを削減する取組みの策定を通して、すべての製品の安全な製造と使用のための企業の社会的責任を推進すべき	産業界 IOMC (UNIDO)	2006–2010	GHSは、すべての国で実施され、レスポンシブルケアは、すべての国で化学物質の製造者が採用する。 すべての国で、企業の社会及び環境に関する責任を奨励し推進する仕組みが存在する。	レスポンシブルケア 国連グローバルコンパクト GHS 国家クリーナープロダクションセンター 化学物質のライフサイクルを通じた化学物質管理のすべての側面に、企業が参加すること
191		プロダクトチェーンを通して、化学物質管理の革新的継続的改善を推進すべき	産業界 国家政府	2006–2010	すべての国で革新を奨励し推進する仕組みが存在する。	国のクリーナープロダクションセンター 政府が革新を支援する。

192		産業界に PRTR とクリーナープロダクション手法の採用を推進すべき	国家政府	2006-2010	PRTR とクリーナープロダクション手法の利用が増加する。	意識の向上
193	法律・政策・体制面	経済的手法の開発と応用を用いることも含め、法遵守、説明責任、効果的な実施及びモニタリング計画の文化を推進すべき	国家政府 GEF, IOMC (UNEP, ILO, FAO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP), 条約事務局 地域機関 認定された訓練機関	2006-2010	すべての国で、効果的な実施と計画のモニタリングが存在する。	計画の立案 モデル的な法律
194		方針、法律と規制の枠組み、法遵守の推進及び実施を強化すべき	国家政府	2006-2010	すべての国で、方針、法律と規制の枠組み、法遵守の推進及び実施が強化される。	モデル的な法律 基盤整備
195		化学物質の情報を提供し、リスクに関する注意を喚起するために国の複数の関係者の協調母体を設立すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2010	化学物質の複数の関係者の協調母体が、すべての国で設立される。	ガイダンス 権限
196		化学物質の適正管理を達成する努力に足かせとなる典型的な問題について、社会で影響を被る分野間の共通基盤を見出し、合意する目的で議論を調停するような革新的相談手順を調査すべき	国家政府 産業界 非政府組織	2006-2010	すべての国で、相談する手続きが存在する。	ガイダンス 権限

197		能力向上戦略と、すべての適切な省庁と政府機関を横断する化学物質安全の実施を目的としたそれぞれの国の法律と制度の枠組みを強化する推進活動を合体させるべき	国家政府 IOMC	2006-2010	すべての国で、能力向上戦略と、すべての適切な省庁と行政機関を横断する化学物質安全の実施を目的としたそれぞれの国の法律と制度の枠組みを強化する活動の推進が、確立される。	能力向上戦略 モデル的な法律
198		国が化学物質安全規範を調和することを奨励すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD, UNDP)	2010-2015	すべての国で、化学物質安全規範が調和されている。	安全規範 モデル的な法律
199	法的責任と補償	効果的な実施とモニタリングの取り決めを確立すべき	国家政府	2006-2010	効果的な実施とモニタリングの仕組みが確立される。	モデル的な法律
200	進捗状況の確認	パイア宣言の対策実施に関する定期的調査を履行すべき	IFCS 地域機関 IGO	2006-2020	すべての国で、パイア宣言の実施に関する報告がなされる。	調査票の開発 解析の基盤
201		人の健康や環境に対する化学物質の影響を評価するための客観的な指標を開発すべき	IOMC(UNEP, FAO , WHO, OECD) 国家政府	2011-2115	化学物質によって引き起こされる人の健康や環境へのリスクの削減を証明する指標を確立する。	資金

202	保護区域	駆除剤と化学物質問題は、保護区域を網羅する環境影響評価において考慮されることを確認すべき	国家政府 GEF 地域機関	2006-2010	すべての国で保護区域における化学物質の使用を含む保護区域に関する法的仕組みが確立される。	EIA への「支障がない証拠(no objective certificate)」や影響の大きい調査を含むモデル的な法律
203		保護区域への汚染物質排出の拡散を評価すべき(大気、水質、土壌)	国家政府	2006-2010	保護区域への汚染の拡散がすべての国で評価される。	技術と調査能力
204	有毒で危険な製品の不法取引の防止	法や裁判制度や税関の管理能力、他国の当局の有毒で有害な化学物質の不法な輸送を管理し防止する能力の強化を含む、不法な取引を防止し、検出し管理する国家戦略を策定すべき	IOMC, IFCS, WCO , INTERPOL OPCW, バーゼル、ロッテルダム及びその他の条約事務局 モントリオール議定書 国家政府 国の税関当局	2006-2010	すべての国で不法な取引を防止し、検出し管理する国家戦略が策定され実施される。 ロッテルダム条約がすべての国で批准され実施される。	ロッテルダム条約 WCO 調和された貿易コード訓練 特にロッテルダム条約第 13 条パラグラフ 1 に従い、国はロッテルダム条約や有機汚染物質に該当する特定の化学物質への特別な調和した仕組みのコードの割り当てを目的とし、さらにそれらを環境面で適法なデータと比較可能にする、WCO メンバーによって取られるイニシアティブに対し、適切な支援を与えるべきである。

205	貿易と環境	貿易と環境政策の間の相互支援を確実にすべき	IOMC (UNEP, UNITAR)		貿易と環境政策は、相互に支援される。	国家及び国際的なレベルで、貿易、環境担当部局及び政策立案者の間での協力の仕組み 化学物質政策を立案するとき貿易と環境の関係者を参画させる。 化学物質と廃棄物に関する多国間の環境協定とWTOの間の協力と情報交換
206	市民社会と公共利益のための非政府組織の参加	市民社会の代表者を SAICM の実施計画を立案し、実施し、モニタリングを行う政府委員会に含めるべき	公共の利益 非政府組織/市民社会 労働組合 IPEN IOMC 国家政府	2006-2020	市民社会は、国家委員会に代表される。	意思決定に参加
207	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	ナショナルプロフィールを策定するための支援と訓練を提供すべき	国家政府 GEF IOMC (UNITAR, UNDP)	2006-2010	ナショナルプロフィールを策定するための支援と訓練が提供される。	訓練

能力向上と技術協力に対処する作業領域（目的４）

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
208	国家行動を支援する能力向上	<p>国家レベルで化学物質の適正管理のための能力向上に係る助言項目を促進するために、それを要請した国々に対して体系的な取組みを確立すべき。例えば：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国々に基礎的な助言を行い、さらに(または)要請を適切な専門機関(政策集団、専門家、データバンク、情報サービス等々)、政策ガイダンス、基金、指導基準へ当てはめる支援デスクの設置を考慮する； ・上記のプロセスが能力向上のための既存の情報とツールに基づき、既存のイニシアティブの補完的位置付けで稼働することを確実にすべき； ・SAICMのプロセスの有用性を評価するための進捗過程の一部として、モニタリングのメカニズムを確立することを考慮すべき； ・地球規模の実施に先立ち、コンセプトをテストし洗練させるための試験プロジェクトを実施すべき 	<p>IOMC 化学の条約事務局 労働組合</p>	<p>確立 2006-2010 運営の進行 2011-2020</p>	<p>多くの国家が援助を要請する。 多くの要請が受理され、対処される。 いく種類かの要請が受理される。</p>	<p>SAICM/PrepCom3/Inf/9 で提案されたようなプロセスの策定と実施</p>

209	先進国と開発途上国や移行経済国の間の広がる格差に対処する観点から、開発途上国や移行経済国への財政支援や技術移転を通して、基盤整備に関する能力を強化すべき	IOMC GEF バーゼル条約事務局 国際的財政機関	2006-2010	すべての国で、財政的、技術的、人的能力が開発される。	訓練 技術移転の実施と計画の更新
210	国家、地域、国際レベルで、科学的評価に基づくデータベースの開発と、情報収集と交換のためのセンターの設立を推進すべき	IOMC	2006-2010	すべての国で、データベース、化学物質登録、データの収集と情報交換のセンターが確立される。	方法論の入手可能性 訓練
211	化学物質管理措置策定計画を推進すべき(ナショナルプロファイル、国家実施計画、国家緊急準備対応計画)	国家政府 研究と認定された 訓練機関 IOMC BCRC 労働 組合非政府組織	2006-2010	ナショナルプロファイルと実施計画が策定され、国家緊急準備対応計画が実行される。	モデル的な法律訓練協調の仕組み ナショナルプロファイルに関する 経験の共有
212	先進国による能力向上活動と戦略を支援する二者間及び複数間のレベルでの援助計画を協調すべき	国家政府 IGO 非政府組織 労働組合 IOMC	2006-2010	援助計画が協調される。	過去及び現状の援助支給活動に関する情報の交換
213	化学物質安全のための能力向上が多分野にわたる性質を持っていることを認識しつつ、開発途上国と移行経済国の持続可能な能力向上戦略を策定すべき	IOMC BCRC GEF	2006-2010	すべての国でクリーナープロダクション技術が開発され採用される。	訓練

214	化学物質安全のための能力向上活動について情報を交換し、調整と協力を増すための、例えば INFOCAP の貢献と利用を推進すべき	IOMC バーゼル条約事務局 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 INFOCAP6	2006–2010	情報交換のための協調の仕組みが存在し、INFOCAP のような既存の仕組みの活用が増加する。	協調の仕組みと選択訓練
215	化学物質に関する国際条約の実施に係り、開発途上国と移行経済国の能力を強化すべき	ロッテルダム条約・ストックホルム条約事務局 IOMC バーゼル条約事務局 国家政府	2006–2010	国の法制度の見直しが国際条約の規定に従っていること。 それぞれの国で、フォーカルポイントや指定国家当局のような責任者が指名される。 すべての国で国際条約を実施するために要求される制度的枠組みが確立される。	モデル的な法律訓練

6 INFOCAP の恒久的なホストコンピューターは、適切な管理の体系と指令をもって、SAICM 実施の最終的な取決めにおいて、例えば SAICM 事務局に設置するなどの考慮がなされるべきである。

216	能力向上を強化するため、包括的な計画の策定と実施にすべての関係者を参画させるべき。	国家政府 IOMC 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	適切な関係者のリストが確立される。適切な関係者が、すべての国ですべての能力向上の計画に参画される。	国家方針 訓練
-----	---	---------------------------------	-----------	---	---------

217	化学物質管理に関連したプロジェクトの国家計画のための資格と能力を開発すべき	IOMC GEF	2006–2010	化学物質適正管理が、国家計画に組み入れられる。	訓練
218	税関の職員を含む職員の科学的技術的訓練のためのプログラムを確立すべき	IOMC BCRC 国家政府	2006–2010	各国で技能を持った科学者や技術系職員をプールする仕組みが確立される。	国際的、国家的訓練プログラムと機関
219	国の基準に従って排出を試験したり管理するために必要な装置を含む、近代的設備や装置が完備された国のもしくは地域の研究機関を整備すべき	IOMC (UNEP, FAO, UNIDO, UNITAR, UNDP) 国家政府 研究機関 産業界	2006–2010	すべての国で、近代的な設備や装置が完備された国の研究機関が整備される。	モデル的な法律 訓練
220	国際的基準に従って管理された参考となる地域の研究機関を設立すべき	IOMC (UNEP, FAO, UNIDO, UNITAR) 国家政府 研究機関 産業界	2006–2010	国の参考となる研究機関は、各国で設立される。	国際基準 訓練
221	情報管理、中毒管理センターや化学物質事故への緊急対処能力を含んだ国の基盤整備を確立もしくは強化すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, UNDP) 国家政府	2006–2010	すべての国で化学物質適正管理の基盤が整備される。	方法論と指針 モデル的な法律 訓練 指針

222	国家実施計画とプロジェクトのための資源を開発すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, UNDP) 国家政府 労働組合 産業界	2006–2010	国家実施計画とプロジェクトのための資源が入手可能である。	資金メカニズムと選択 訓練
223	化学物質管理の規制及び自主的な取組みに必要な能力へ対応すべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP)	2006–2010	すべての国で、規制及び自主的な取組みのための評価に必要な能力が、完成される。	規制と自主的な取組みの一体化 評価の手法が入手可能であること 訓練
224	国家レベルでの協調と私的な部門での協力の策定を含む、部門を横断して統合する方針の強化を推進すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての国で、複数の関係者が協調する仕組みと制度の枠組みが確立される。	ナショナルプロファイル 訓練
225	化学物質適正管理能力を、化学物質の製造、使用及び管理の支援を含み、政府の中で統合すべき	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織 IOMC (FAO, UNDP)	2006–2010	各国で、化学物質の適正管理が、政府の計画やプログラムに組み込まれている。	モデル的な法律 ナショナルプロファイル 部門横断的協調の仕組み
226	技術的能力と入手可能な技術を強化すべき(技術移転を含む)	IOMC (UNEP, FAO, UNIDO, UNDP) BCRC 国家政府	2006–2010	すべての国で、技術的能力が開発される。 すべての国で、入手可能な技術を改善する段階がとられる。 適切な技術のみが、開発途上国や移行経済国に移転さ	技術的能力の解析の必要性 既存の技術の評価 安全な技術の入手可能性 訓練

					れる。	
227		産業界が報告するイニシアティブを考慮に入れつつ、国内の管理の優先順位や格差の決定の助けとなる (PRTR やインベントリなど) 基準となる概観を策定するために必要な情報を報告し統合する仕組みを強化すべき	国家政府 研究機関 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO) BCRC 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての国で、基準となる概観を策定するために必要な情報の報告と統合のための複数の関係者の仕組みが確立される。	方法論と実験計画 訓練
228		環境や人体そして栄養素の見本となる能力を持った認定された参考となる研究機関や認定組織の欠如を是正する基盤を開発すべき	国家政府 IOMC (UNEP, FAO, UNIDO) 産業界	2006–2010	地域及び国家レベルでの認定された参考となる研究機関が設立される。	基準 訓練
229		ライフサイクルを通じて管理するため、必要な訓練と、化学物質の必要な試験を実施する基盤を確立すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR) 労働組合	2006 –2010	すべての国で訓練機関と化学物質の試験研究所が設立される。	基準 訓練
230		健康の技術的側面やコミュニケーションに関連するリスク評価と管理の訓練プログラムを開発すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR) 労働組合	2006–2010	リスク評価と管理の訓練プログラムが、すべての国に確立される。	リスク評価と管理の方法論 訓練

231	法的取組、政策策定、解析と管理に関する能力の開発に必要とされる訓練に対処すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNITAR, UNDP) 労働組合	2006–2010	すべての国で、法的取組、政策策定、解析及び管理に関する訓練の必要性評価が実施される。	モデル的な法律 訓練
232	適切な法的責任と補償の仕組みの適用に訓練を提供すべき	国家政府 IOMC (UNEP, ILO) 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての国で、法的責任と補償の仕組みの適用に訓練が提供される。	モデル的な法律 法的責任と補償の方法論と手法 訓練 APPEL プログラム
233	緊急対応の訓練を提供すべき	国家政府 IOMC (UNEP, FAO, WHO) 産業界 労働組合	2006–2010	すべての国で、緊急対応の訓練が提供される。	モデル的な法律 緊急対応の入手可能性 訓練
234	有毒で危険な商品と有害な廃棄物の不法な取引を検出し防止する国家政府のための必要な技術の訓練、財源を提供すべき	IOMC (UNEP, FAO, UNITAR) バーゼル条約事務局 国家政府 産業界	2006–2015	要求するすべての国に、有毒で危険な商品と有害な廃棄物の不法な取引を検出し防止する国家政府のための必要な技術の訓練、財源が提供される。 有毒で危険な商品と有害な廃棄物の不法な取引を検出し防止する国の能力が改善される。	訓練 検出及び防止する方法論

235		各地域のための特別な能力向上対策の概要が示されるべき。	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO) BCRC 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての地域で特別な能力向上の対策が特定される。	方法論 訓練
236		簡単化された化学物質の情報を、政府や個々の客先に提供するため、産業界を援助する道具を開発すべき	産業界 国家政府	2006–2010	簡単化された情報の提供のための道具が開発される。	基盤整備
237	化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的及び対応措置の制定	中毒管理センターが、毒性学的情報やアドバイスを提供するために設立強化され、適切な臨牀的、分析的、毒性学的施設が、各国の認識される必要性と入手可能な資源に応じて開発されるべき	国家政府 IOMC (WHO)	2006–2010	中毒管理センターが、設立強化され、臨牀的、分析的、毒性学的施設がすべての国に必要性と入手可能な資源に応じて、設立される。	WHO 中毒センターイニシアティブ
238	クリーナープロダクション	クリーナープロダクションの技術の訓練を提供すべき	IOMC (UNEP, UNIDO) 国家政府 研究機関 国のクリーナープロダクションセンター	2006–2010	すべての国で、クリーナープロダクション技術の訓練が提供される。	方法論の入手可能性 訓練
239		汚染技術の越境移動を管理する手法を考慮すべき	IOMC (UNEP, UNIDO) 国家政府 産業界	2006–2010	すべての国で、汚染技術の越境移動を防止する仕組みが策定される。	モデル的な法律 訓練

240		「訓練士の訓練」に関する必要性を明確に定めるべき	国家政府 産業界 IOMC (UNEP)	2006–2010	指導者の訓練の必要性が明確に定められる。	技術的能力の入手可能性
241		製造方法と改善の実施を評価する実践的取組みに関する明確で簡単なマニュアルと指針が設計されるべき	IOMC (UNEP, UNIDO)	2006–2010	明確で簡単なマニュアルと指針が設計される。	技術的能力の入手可能性
242		クリーナープロダクションと代替製品の製造のための技術と知識の移転を推進すべき	国家政府 IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNDP, 世界銀行) GEF 非政府組織 労働組合 産業界			
243	汚染された土地の浄化	汚染された土地の分析と改善のための基盤を整備すべき 浄化対策の訓練を提供すべき 汚染された土地の浄化のための能力を開発すべき 改善技術を開発すべき 化学物質事故や誤った管理、軍事行動や戦争による環境と人の健康影響を改善する技術的、財政的支援の用意について、国際的協力を増加させるべき	IOMC (UNEP, FAO, WHO, UNIDO, UNDP) GEF 地域団体(パーゼル条約地域訓練センター) 国家政府 認定された訓練機関 産業界 労働組合	2011–2015	すべての国で、汚染地区の分析と改善のための基盤整備が確立している。 すべての国で、汚染地区の修復の訓練プログラムが開発され、実施される。 開発途上国と経済移行国に国際的技術と資金の援助が提供される。	モデル的な法律 汚染地区の登録と評価 修復技術と取組 訓練

244	ガソリン中の鉛	ガソリン中の鉛の代替物を特定する能力を開発すべき、ガソリンを分析するために必要な基盤を整備すべき、そして無鉛化ガソリンの導入に必要な基盤をアップグレードすべき	IOMC (UNEP, UNIDO) 地域団体 国家政府 産業界	2006–2010	すべての国で燃料の分析基盤が整備される。	モデル的な法律 入手可能性の方法論 訓練
245	子供たちと化学物質安全	国と国際的研究機関の協同を促進し、技術を共有する仕組みを開発すべき	IOMC (ILO, WHO) UNICEF 地域機関 国家政府 研究機関	2006–2010	国と国際的研究機関の協同を促進し、技術を共有する仕組みが開発される。	方法論の入手可能性 訓練
246		化学物質が子供や女性に暴露する影響の研究のために必要な基盤を整備すべき	IOMC (ILO, WHO) UNICEF, 国家政府 関係者 労働組合 地域機関	2006–2010	化学物質の子供や女性への暴露の影響に関する研究が行われる。	研究センター
247	リスク評価、管理とコミュニケーション	化学物質の認定された試験施設を設立すべき	産業界 ILAC 国家政府	2016–2020	すべての地域で、化学物質の認定された試験施設が設立される。	認定のシステム 財源 訓練 UNEP APELL UNEP PRTR プログラム

248	GHS の実施	分類のための化学物質の有害性分類の試験や表示情報の検証を行う認定された試験施設を設立すべき	国家政府	2011–2015	GHS を目的とした認定された試験施設が、少なくともすべての経済圏で設立される。	すべての地域への ILAC の認定のシステムを拡大する。
249		有害性分類の訓練を推進すべき	国家政府 IOMC (WHO, FAO, OECD, UNITAR) 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	すべての国で、複数の関係者の有害性分類の訓練プログラムが確立し、実施される。	有害性分類のためのクライテリアの入手可能性 訓練
250		開発途上国や移行経済国の国及び地域の GHS の能力向上プロジェクトを支援する十分な財政的、技術的資源を入手可能にすべき	IOMC (FAO, UNITAR, OECD) GEF	2006–2010	開発途上国や移行経済国の国及び地域の GHS の能力向上プロジェクトを支援する十分な財政的、技術的資源が入手可能である。	国家の GHS の能力向上プログラムの入手可能性 UNITAR のパイロットプロジェクトの結果の共有
251	貿易と環境	必要とされる交渉技術を含む、貿易と環境の間のリンクに関する訓練を提供すべき	IOMC (UNEP, UNITAR) WTO, 国家政府 認定された訓練機関	2006–2010	すべての国で、必要とされる交渉技術を含む、貿易と環境の間をリスクする訓練プログラムが開発される。	方法論の入手可能性 訓練
252		計画の策定や規則の理解促進のための素材や政府、政府間機関、他の関係者間のそれぞれの領域での訓練において、多国間貿易と多国間の環境協定の事務局間の協力を奨励すべき	IOMC (UNEP, FAO, UNITAR)	2006–2010	協力が増加する。	締約国会議での議論

253	保護区域	保護区域への基本理念の訓練を提供すべき	国家政府 IOMC (UNDP) 地域機関 労働組合 非政府組織	2006–2010	各国で、保護区域への基本理念の訓練プログラムが開発される。	方法論 訓練
254		生物学的指標の確認と測定的能力向上を着手すべき	IOMC (UNDP) 国家政府	2011–2015	訓練された職員の数が増加し、研究施設が設立される。	
255	労働安全衛生	化学物質の使用と廃棄に直接もしくは間接的に係わるすべての人々に、必要な訓練と能力向上を推進すべき	IOMC (ILO, FAO, WHO) 国家政府 労働組合 産業界	2006–2010	訓練能力が存在する。	ILO 労働安全衛生の地球規模の戦略
256	情報管理と周知	INFOCAP を含み、情報の取得、収集、蓄積、周知及びアクセスの能力を開発し強化すべき	IOMC (ILO, UNEP, UNITAR) 国家政府 非政府組織 労働組合/労働者	2006–2010	すべての国が、データを収集する能力を持ち、関係者に入手可能とする。	必要な基盤の用意 知識の解釈と応用の能力 訓練 意識の向上
257	社会的経済的考慮事項	社会的経済的影響評価を行う能力を確立すべき	国家政府 IOMC (OECD)	2011–2015	すべての国で、研究機関が設立される。	科学者の訓練

258	廃棄物管理	廃棄物の量と有毒性を削減するため、ゼロ廃棄物資源管理、廃棄の防止、代替と有毒物の使用を削減することも含め、廃棄物の最少化と資源増大効果の能力向上プログラムを実施すべき	国家政府 IOMC (FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, UNDP) 非政府組織 バーゼル条約事務局 BCRC 労働組合	2006–2010	ゼロ廃棄物資源管理を策定するため、国及び地方の当局を援助するプログラムが実行される。	専門家の意見、情報の提供 廃棄物の量や有毒性の削減に必要な知識の移管
259		投棄、埋め立てや他の廃棄施設の化学物質による人の健康や環境への影響を測定し、評価し、緩和するための国及び地方の能力を開発すべき。	IOMC (UNEP, WHO, UNIDO, UNDP) 国家政府 労働組合 非政府組織	2006–2010	投棄、埋め立てや他の廃棄施設の化学物質問題を測定し、評価し、緩和するために、本質的な技術と他の技能が開発される。	支援計画を通して、訓練と設備を含む支援の提供
260		廃棄物取扱業者、リサイクル業者、特に清掃業者の、有害な化学物質と廃棄物の暴露を防止するための訓練プログラムを実施すべき。	国家政府 労働組合 非政府組織 バーゼル条約事務局 BCRC IOMC (ILO)	2006–2010	廃棄物取扱い業者及びリサイクル業者に必要な、化学物質安全に結びつく訓練プログラムが実施される。	技術的支援 訓練
261		廃棄物の不法な越境移動を検出するために、税関担当者を訓練すべき	国家政府 WCO BCRC	2006–2010	廃棄物の不法な越境移動を検出するように、税関担当者が訓練される。	訓練

262		相互もしくは多国間の支援により、異なる国において廃棄物の最小化と資源の有効管理の実証プロジェクトを実施する。	IOMC (UNEP, FAO, UNIDO, UNDP) BCRC 国家政府 労働組合 非政府組織	2006–2010	ゼロ廃棄物実証プロジェクトが認定され、支援され実施される。	基盤整備 訓練された専門家
-----	--	--	--	-----------	-------------------------------	------------------

不法な取引に対処する作業領域（目的5）

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
263	有毒で危険な製品の不法な取引の防止	不法な取引がありそうかどうかを特定するための正式な手法として、税関のリスク・プロファイルや化学物質安全シートの周知と使用を WCO とともに推進すべき	国家政府 WCO	2006-2010	国際的な措置によって規制された化学物質のために WCO によって開発された調和された取引コードがすべての国で実施される。	WCO の調和した取引コード 訓練 WCO との協力
264		開発途上国や移行経済国のために、直接又は適切な地域の組織を経由して、技術的及び財政的支援のための資源と運営の仕組みの問題に対処すべき	SAICM の財政の仕組み	2006-2010	確実に持続可能な財政の仕組みが用意される。	資金の入手可能性 資金を入手するための基準の開発
265		国際的、地域的、準地域的、国家的レベルの不法な取引の範囲と影響を評価すべき	国家政府 地域機関、 例) COMESA, AU, EAC, SADC, 他	2006-2010	不法な取引の範囲の評価が実施される。	不法な国際取引の定義を明確にすること
266		すべての利害関係者の間で、協調と協力のレベルを拡大すべき	国家政府 労働組合 非政府組織 国際的主体	2006-2010	すべての利害関係者間の協調が、すべての国で強化される。	意識の向上

267		化学物質の適正管理に関する国際条約や国内法が、いかにして有毒で有害な化学物質の越境移動に対してより効果的に適用できるかを検討すべき	国家政府 IFCS ロッテルダム及びバーゼル条約事務局 労働組合 非政府組織	2006-2010	有毒で有害な化学物質の越境移動を管理する仕組みが用意される。	
268		有毒で有害な化学物質の不法な国際取引を防止し、越境移動や廃棄による被害を防止する努力を推進すべき	国家政府 IFCS WCO IGO	2006-2010	強化する仕組みが用意される。 有毒で有害な化学物質の不法な取引が減少する。	訓練と必要な設備の支給 法制度の用意
269		政府間機関による、有毒で有害な製品の不法な国際取引を防止する決定の採択を推進すべき	IGO	2006-2010	政府間機関が、有毒で有害な製品の不法な国際取引を防止する決定を採択する。	化学物質条約 不法な取引の程度に関する情報の入手性 国家レベルでの管理の仕組みを実施する能力
270		不法な有毒で有害な化学物質を検出する税関、農業及び健康に関する職員を訓練すべき	国家政府	2006-2010	税関、農業及び健康に関する職員が、不法な有毒で有害な化学物質を検出する訓練をされる。	
271		特に地域レベルで国際的境界を横断する早期警報システムを含む地球規模の情報ネットワークを設立すべき	INTERPOL 国家政府 WCO WTO 労働組合	2011-2015	すべての地域で、早期警報システムを含む情報ネットワークが設立される。	特定された早期警報システムのタイプ

			非政府組織			
272	廃棄物管理	廃棄物の不法な越境移動を防止、検出し、管理するための国家戦略を強化すべき	国家政府 BCRC パーゼル条約事務局 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	強化された戦略が用意される。	訓練と必要な設備の提供
273		廃棄物の不法な取引を防止する努力を推進すべき	国家政府 パーゼル条約事務局 産業界 労働組合 非政府組織	2006–2010	廃棄物の不法な越境移動が減少する。	法律 訓練された専門家の入手可能性

表 C. SAICM 策定のための第三回準備会合において合意に達しなかった活動及び、SAICM の実施段階でさらなる考慮が求められるであろう活動の表⁶

No.	作業領域	活動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面
(目的1)						
1	子供たちと化学物質安全	子供たちへのリスクが特定された場合に、暴露を減らすべき 責任ある関係者が十分な情報を共有するための約束を確保すべき そして、リオ宣言にある予防原則 (precautionary principle) にしたがって行動すべき 化学物質の環境または健康への影響について、懸念への合理的な根拠がある場合には、たとえ科学的に十分な確証を得られなくとも予防的措置を適用すべき 深刻で回復しがたい損害の恐れがある場合には、環境と開発に関するリオ宣言第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary	国家政府 産業界 消費者 非政府組織 労働組合	2011-2015	子供たちの化学物質リスクへの暴露が減る。	立法のモデル 責任ある関係者たちからの、子供たちへの容認しがたいリスクを適切に管理する約束を保証する

⁶ この表で使用している頭文字の略語表は、D 表に掲載

		approach) を適切に適用すべき ⁷				
2		<p>子供用品やおもちゃの化学物質混合物について：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者は、子供たちの健康または環境へ悪影響を及ぼすか、そのおそれのある物質を含む製品の市場への出荷を中止すべき ・関連する責任当局は、特に幼児向けに作られた製品に関して懸念されるフタレート類に対処する、すべての法的措置を考慮すべき ・産業界と関連当局は(合成)香料の使用や悪影響のおそれについて、人々が敏感になっている香料の使用を最少化する見地から評価すべき 	消費者団体 産業界	2006 –2010	<p>このような製品の市場に出る量が減る。</p> <p>子供たちを有害物質から保護するための法的措置の施行。</p> <p>香料から起こりうる悪影響の評価が産業界で実施され、保護手段が消費者へ勧告される。</p>	<p>市場の監査と出荷された当該製品のモニタリング；特殊な分析方法を開発するためのセンターとして、一箇所以上の研究所を指定</p> <p>公認された方法、適切な能力をもち、世界中に地理的によい密度で研究所を設置；検査官と研究所員の訓練</p> <p>産業界による化学物質と香料の評価とそれへの行政当局の見直しにあたって、行政当局と産業界の間で良い協力関係を確立</p>
3	労働安全衛生	保険の補償額や賠償制度の拡大を通じた、リスク削減のプログラムを充実すべき	国家政府			
4		あらゆる種類の化学物質事故を最小化すべき	産業界 国家政府 IOMC(ILO,WHO) UNIDO	2006-2010	<p>大規模な事故を防止するシステムと、緊急時の備えや対応がすべての国で確立されている。</p>	<p>国際的なイニシアティブ：CEFICの道路と鉄道への安全と品質評価システム</p>
5		アスベストの全面的な禁止に向けて作業すべき				

⁷ OPSの文言が合意に達したときに、見直すこと

		<p>国家は、アスベストのさまざまな形態を考慮し、アスベスト使用の段階的な廃止を考慮すべき</p> <p>国家は、すべての形態のアンフィボウルアスベストの禁止と、アスベストまたはクリソタイルの安全と使用に関するILO条約162号の効果的な施行に着手すべき</p>				
6	高度に有害な駆除剤のリスク管理と削減	<p>(WHO⁸によって非常に有害(class 1a)及び高度に有害(class 1b)と分類されているような、)高度に有害な駆除剤や頻繁かつ重大な事故を起こしている駆除剤の入手(輸出入管理の行使を含むことが望ましい)と使用について、禁止または規制をすべき</p>	<p>国家政府 IOMC (FAO)</p>	2011-2015	<p>すべての国で、国家の法律が高度に有害な駆除剤の禁止または規制を含む。すべての国で、高度に有害な駆除剤の使用が削減される。</p>	<p>モデル的な法律 施行の体制 代替物質の開発 高度に有害な駆除剤の分類と定義</p>
7	駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	<p>いかなる使用の指示または規制のもとでも、取扱いと使用が容認しがたいリスクをもたらす場合は、製品の販売を停止し、回収すべき</p>	<p>国家政府 産業界</p>	2006-2010	<p>すべての国で、容認しがたいリスクをもたらす製品はもはや販売されず、回収される。</p>	<p>法律 技術的能力</p>
8	汚染された土地の浄化	<p>汚染された土地の浄化に融資し、被害者を支援するために、事故に際して利用できる基金を確立すべき。また、事故防</p>	<p>国家政府 産業界 非政府組織 IOMC (OECD)</p>	2006-2010	<p>基金が設立され、利用可能である。防止のプログラムが実施されている。</p>	<p>この地域のOECDの作業</p>

⁸ WHOは、有害性による駆除剤の分類と分類のガイドラインを勧告した。2000-2002年、WHO/PCS/01.5, <http://www.who.int/pcs/docs/Classification%20of%20Pesticides%202000-02.pdf>.

		止プログラムを確立すべき				
9	適正な農業の実施	有毒物質とオゾン層破壊物質の代替に関する研究プログラムを開発すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	プログラムが開発される。	資金づくり 技術的専門性
10		利用者や環境を保護するために、有毒物質やオゾン層破壊物質の輸送と安全管理のためのガイドラインを策定すべき	IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNDP, 世界銀行)	2006-2010	ガイダンスが作成される。	技術的専門性 情報の周知のための基盤整備 意識の向上
11	リスク評価、管理とコミュニケーション	化学物質の管理と汚染管理のイニシアティブを統合すべき 化学物質の環境または健康への影響について、懸念への合理的な根拠がある場合には、たとえ科学的に十分な確証がなくても、予防的措置を適用すべき 深刻で回復しがたい損害の恐れがある場合には、環境と開発に関するリオ宣言第 15 原則に記載されているように、予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用すべき ⁹	国家政府 IOMC	2006-2010	すべての国で、化学物質管理と汚染管理のイニシアティブが統合されている。 すべての国で、予防的取組方法 (precautionary approach) が化学物質管理の関連指針に取り入れられている。 すべての国で、意思決定において予防的取組方法がとられている。	モデル的な法律 訓練

⁹ OPS の文言が合意に達したときに、見直すこと

12	化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的及び対応措置の制定	戦争時の化学物質による環境汚染状況及び、環境と人の健康への悪影響を緩和する可能な措置についての理解を深めるべき	OPCW IOMC (UNEP, WHO) 国家政府 非政府組織	2016-2020	戦争時の化学物質による環境汚染状況への理解の格差が解消され、環境と人の健康への影響を緩和する措置がとられている。	化学兵器禁止条約 (CWC) UNEP 紛争後アセスメントユニット (Post-Conflict Assessment Unit)
(目的2)						
13	情報管理と周知	“データがなければ、市場なし” という概念を考慮すべき				
14		容易に検索可能な化学物質の国際的な登録簿 (データベース) の開発を推進すべき				
(目的3)						
15	産業界の参加と責務の強化	開発途上国と経済移行国への化学物質の供給と輸出およびそれらの国内での化学物質の製造と使用を行っている国内企業と同様、多国籍企業向けの行動基準の策定を促進すべき	産業界 労働組合 国家政府 非政府組織 IGO IOMC (FAO)	2006-2010	開発途上国及び経済移行国における多国籍企業の行動について、レスポンスシブルケアのガイドラインやその他の関連する基準が策定され、遵守される。	政府は、すべての化学企業のためのガイドラインの実施を支援する。 意識の向上
16	法的責任と補償	化学物質によって引き起こされた、労働者を含む人の健康と環境の損害に対して責任を有する適切な団体への、企業責任と補償のシステムを確立または維持すべき	国家政府 保険業界 認定された訓練機関	2016-2020	化学物質によって引き起こされた人の健康と環境の損害に対して責任を有する適切な団体への、企業責任と補償のシステムが確立される。	化学物質によって引き起こされる損害金額を評価するシステムの開発 モデル的な法律

17		法的責任と補償の仕組みを含む、化学物質の製造と使用により引き起こされた人の健康、社会及び環境へのすべての影響のコストを公平に配分する仕組みを開発し、実施すべき	国家政府 保険業界 認定された訓練機関	2016-2020	化学物質の製造と使用により引き起こされた人の健康、社会及び環境へのすべての影響のコストを公平に配分する仕組みが確立される。	化学物質によって引き起こされる損害金額を評価するシステムの開発 モデル的な法律
18		汚染による被害者と人の健康や環境への損害のための国際的、国家的な法的措置を策定すべき	国家政府	2011-2015	汚染による被害者と人の健康や環境の損害のための国際的、国家的な法的措置が策定される。	モデル的な法律
19		人の健康や環境への損害を含む、化学物質によって引き起こされた損害に対し補償を提供するために、厳密な法的責任の体制と効果的な取決めを確立すべき	国家政府 保険業界 認定された訓練機関	2016-2020	すべての国で厳密な法的責任の体制が確立される。	化学物質によって引き起こされた損害金額を評価するシステムの開発 モデル的な法律
(目的4)						
20	適正な農業の実施	適正な農業の実施にあたり、訓練と情報交換を提供すべき	IOMC (ILO, FAO, UNDP) 農業団体 農業の普及サービス 労働組合	2006-2010	訓練と情報交換が提供される。	化学物質を使用しない代替物質と同様に、リスクがより小さくより安全な(汚染や有害な化学物質に頼らない)代替物質の使用 訓練材料が入手可能であること 情報の周知のための基盤が入手可能であること
(目的5)						

21	有毒で危険な製品の不法な取引の防止	環境または健康上の理由で、自国内で特定の化学物質の販売と使用を禁止した国が、それらの化学物質の輸出を考慮しないこと、また許可しないことを奨励すべき	国家政府 SAICM IFCS IOMC	2011-2015	禁止された化学物質の輸出入が完全に停止される。監視システムが確立される。禁止された化学物質のデータベースが地域レベルで設立される。	ロッテルダム条約 国家の法律 監視システム
----	-------------------	---	-------------------------------	-----------	---	-----------------------------

表 D. 表 B・表 C で使用された略語リスト

APELL	Awareness and Preparedness for Emergencies at a Local Level 地域レベルの緊急時対応及び準備
AU	African Union アフリカ連合
BCRC	Basel Convention regional centre バーゼル条約地域センター
CEFIC	European Chemical Industry Council 欧州化学工業会
CGIAR	Consultative Group on International Agricultural Research 国際農業研究協議グループ
COMESA	Common Market of East and Southern Africa 東南部アフリカ共同市場
EAC	East African Community 東アフリカ共同体
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations 国連食糧農業機関
GEF	Global Environment Facility 地球環境ファシリティ
IFCS	Intergovernmental Forum on Chemical Safety 政府間化学物質安全性フォーラム
IGO	Intergovernmental organization 政府間国際機関
ILAC	International Laboratory Accreditation Cooperation 国際試験所認定協力
ILO	International Labour Organization 国際労働機関
INFOCAP	Information Exchange Network on Capacity-building for the Sound Management of Chemicals (化学物質の適正管理のための能力向上に関する情報交換ネットワーク)
INTERPOL	International Criminal Police Organization 国際刑事警察機構
IOMC	Inter-Organization Programme for the Sound Management of Chemicals 国際機構間化学物質適正管理プログラム
IPCS	International Programme for Chemical Safety 国際化学物質安全性計画
IPEN	International POPs Elimination Network 国際 POPs 廃絶ネットワーク
IRF	International Road Federation 国際道路連盟
NGO	Non-governmental organization 非政府組織
OECD	Organisation for Economic Cooperation and Development 経済協力開発機構
OPCW	Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons 化学兵器禁止機関
OTIF	Intergovernmental Organization for International Carriage by Rail 国際鉄道輸送政府間組織
PRTR	Pollutant release and transfer register 汚染物質排出移動登録

SADC	Southern African Development Community 南部アフリカ開発共同体
TBT Convention	International Convention on the Control of Harmful Antifouling Systems on Ships AFS 条約（船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約）
UNDP	United Nations Development Programme 国連開発計画
UNEP	United Nations Environment Programme 国連環境計画
UNICEF	United Nations Children's Fund 国際連合児童基金
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization 国連工業開発機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research 国連訓練・調査研究所
WCO	World Customs Organization 世界税関機関
WHO	World Health Organization 世界保健機関
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関